

各府省からの第1次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

ご指摘を踏まえ、がん診療連携拠点病院等の指定における効率的な審議及び手続きのあり方について検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・がん診療連携拠点病院等の指定における効率的な審議及び手続きのあり方の検討のみでなく、権限移譲も含めた検討を行うこと。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

平成26年1月に新指針を定め指定基準の見直しを行ったばかりであり、当該新指針の運用状況を把握する必要があるため、H27年度の手続きまでに結論を出すことは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	226	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	品質保証責任者の資格要件の緩和				
提案団体	三重県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療機器分野への新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例等】他業種のメーカーが医療機器分野へ新規参入するにあたり、製造販売(設計・流通・販売)を行うためには、省令の規定により、品質保証責任者の設置が義務付けられている。その資格要件として、品質管理業務その他これに類する業務に3年以上の従事経験が求められているため、製造や品質等の管理能力があるにも関わらず、製造販売業許可を取得できない状況にある。

【制度改革の必要性等】こういった参入障壁を無くし、同分野への新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件のうち、品質管理業務その他これに類する業務に、医療機器だけではなく、他業種での実務経験(ISO9001の取得等)も適用できるよう、または安全管理責任者の資格要件と同様に、第2種・第3種製造販売業の実務経験を緩和するなど、要件を緩和する。

根拠法令等

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令第4条第3項第2号、第25条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

医療機器は、品質不良等により人の健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、品質管理上の問題が発生した場合に必要な対応は、一般製品とは異なる。

法令に則った迅速かつ適切な対応を行うためには、医薬品、医療機器等の品質管理に係る十分な業務経験が必須であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○品質管理上の問題が発生した場合に必要な対応が一般製品と異なることは理解するが、それが品質保証責任者に「医療機器分野における品質管理業務での3年以上の従事経験」を課す理由にはならないと考える。

品質管理の能力は他業種での従事経験で担保でき、問題発生時には、総括製造販売責任者、安全管理責任者との連携体制により、法に則った迅速かつ適切な対応が可能である。

提案の内容で具体的にどのような支障が生じることが想定されるのか、お示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

一般製品と異なり、医療機器は「人の疾病的診断・治療・予防」、「人の身体の構造・機能に影響を及ぼすこと」を目的としている。そのため、医療機器における品質管理業務は、製品実現において一般製品より慎重な確認が必要なことはもちろん、人体に対するリスク等を踏まえた判断が必要になる。また、医療機器の品質管理業務は、製品に対する技術的な判断だけでなく、薬事関係法令において規定されている文書作成、情報連絡等を把握・実施する必要がある。

以上から、医療機器の品質管理業務を適切に実施するためには、一般製品の製造・品質管理の経験では不十分であり、医療機器の品質管理業務を経験することが必要であると考えている。また、品質保証責任者はこれら品質管理業務の総括・適切性確認などを行う必要があることから、その概要を把握するだけににとどまらず、品質管理業務に関する経験を十分に有し、関係業務を熟知することが不可欠であるため、その要件として3年以上の従事経験を求めているもの。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	231	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療機関の耐震化に対する国庫補助事業の補助対象の拡大				
提案団体	高知県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療提供体制施設整備交付金の交付対象事業の一つである医療施設耐震整備事業について、「耐震構造耐震指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院」を対象とした補助基準額を未耐震とされるIs値が0.6未満の全ての病院が活用できるようにするとともに、補助対象を有床診療所まで拡大すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合、地域の医療機関においては、入院患者や医療従事者等の安全確保が必要であるとともに、被災した負傷者の受け入れなど、地域の医療救護活動に重要な役割を担うことになる。特に負傷者が多く、また道路等の寸断により、孤立する地域も多く想定される本県のような地域においては、災害拠点病院や二次救急医療機関に止まらず、一般病院や有床診療所においても、医療救護活動への参画が求められる。

【支障事例】

災害時の医療救護体制を強化するうえで、医療施設の耐震化は不可欠であるが、資金の問題などで事業化に至っていないところも多く、耐震化が思うように進んでいない状況である。(病院の耐震化率 62%、有床診療所の耐震化率 51%)

【制度改正の必要性】

医療施設の耐震化の促進については、国土強靭化政策大綱にも掲げられているが、地域の医療機関が必要とする内容での施策の具体化が求められる。

【懸念の解消策】

既存の医療提供体制施設整備交付金をより一般病院が活用しやすく、更に有床診療所も対象に加えるなど、医療機関にとってできるだけ負担の少ない形で活用できるように制度を拡充することが必要である。

根拠法令等

医療提供体制施設整備交付金要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

医療施設の耐震化については、医療提供体制施設整備交付金の交付対象事業の中で、

①災害時に患者受入の拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受入をおこなう救命救急センター、地域の救急患者の受入を行う二次救急医療機関

②震度6強程度の地震により倒壊又は崩壊する危険性の高いとされている、IS値0.3未満の建物を有する病院

を補助対象としている。

平成25年8月1日時点で、上記①又は②に該当する、約850施設が未耐震の状況にあることから、現在の補助対象としている、災害医療の中心となる施設及び耐震性が低く地震によって倒壊の危険性の高い施設への補助を優先してまいりたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

南海トラフ地震における震度7以上が想定される高知県のような地域においては、未耐震(Is値0.6以下)の医療機関は機能停止し、入院患者の安全の確保も厳しくなり、また、治療する側が治療を受ける側にもなると思われるが、医療機関における機能の確保と甚大な負傷者の受け入れについて、どのようにお考えになるか。また、現在、優先されている医療機関からの要望が一定終息した後は、対象範囲を拡大させるお考えはあるのか、ご教示願いたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な実現を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

医療施設の耐震化については、限られた予算の中で、災害医療の中心となる施設及び耐震性が低く地震によって倒壊の危険性の高い施設への補助を優先する必要があると考えており、少なくとも現時点において御提案の補助対象を拡大することについては考えていない。

なお、南海トラフ地震への対応としては、平成26年度より「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業」を「医療提供体制施設整備交付金」の対象事業に追加しており、「医療施設耐震整備事業」では対象外となっている、休日夜間救急センター、在宅当番医制診療所等の医療施設について、補助対象とする措置を講じているところである。

お尋ねの今後の医療施設の耐震整備に係る事業のあり方については、現行の補助対象施設の整備後の検討事項としたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	338	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱及び地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱における補助要件の緩和				
提案団体	尼崎市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

隣保館に指定管理者制度を導入した場合、現行では国の「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金」及び「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」の交付対象外になるとされているが、施設の役割や事業等は直営時と変わりないため、指定管理者制度の導入後も引き続き補助金の交付対象となるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、本市の隣保館(総合センター)においては、これまで実施してきた隣保事業や、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題啓発への取り組みをさらに発展させ、隣保事業も実施する全市的、総合的な人権尊重意識の普及高揚を図るために開かれたコミュニティ施設として、より効果的・効率的に運営するため、民間活力の導入(指定管理者制度の導入)に向けた取り組みを進めている。

しかしながら、「隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて(厚生労働省課長補佐通知)」によると、指定管理者制度を導入した場合、現行制度では、施設の役割や事業等が同じでも当該補助金の交付対象外となる。

指定管理者制度を導入したとしても、当該施設の役割が直営時と変わるわけではない。更なるサービスの向上と効率的な運営と管理運営経費の節減を両立させる取り組みである指定管理者制度導入を促進するため、「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金」及び「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」の補助要件の緩和をお願いする。

根拠法令等

- ・地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱
- ・地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱
- ・隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて(厚生労働省課長補佐通知)

平成8年に地域改善対策協議会によりまとめられた意見具申では、「国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある」とされているところである。これを踏まえ、隣保館の基幹的な事業である相談事業については、今後も行政が主体となって取り組んで行く必要がある。

政府として、これまで同和問題の早期解決を図るため、平成14年3月までは三度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、その後は一般対策として工夫(既存の一般対策の改善又は新規の一般対策の創設)を加えながら継続的に取り組んで来たところである。このような経過の中、隣保館は昭和28年度にその設置に係る補助金が予算計上され、その後、地域住民の身近な相談機関、人権啓発の住民交流の拠点としてその役割を果たして来たところである。このため、隣保館は地域住民に対し一生涯(生活)を通じた継続的な支援を行うことが求められており、委託先の変更が生じうる民間事業者への委託はなじみにくくと考えられる。

したがって、隣保館の運営は市町村の直営により実施すべきであると考えており、当該補助金については原則として直営のみに交付しているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定管理者制度の導入は、単に運営経費の軽減を図るのではなく、多様化する住民ニーズに対して、民間事業者が有するノウハウを活用するなど、柔軟な対応を取り入れることにより、地方自治体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受することとなり、ひいては住民の福祉がさらに増進されることとなることを目的としている。

また、指定管理者は条例に基づき、行政が委託先を選定し、議会の議決を経て決定されるものであり、条例で掲げる隣保館の設置目的を逸脱したサービスの提供を行う民間事業者が選定されることはありえないことである。

のことから、地域住民に対する一生涯を通じた支援は、指定管理者が変更されたとしても継続されるものであり、指定管理者制度の導入によって行政の主体性が損なわれるものでもないため、補助要件の緩和をお願いしたい。

全国市長会・全国町村委会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

隣保館は、平成8年の地域改善対策協議会意見具申の趣旨を踏まえ、行政が主体となって取り組んでいるものであり、各地域における地域住民の身近な相談機関として、地域住民の理解と信頼関係を踏まえた支援を行うことが求められている。

このため、隣保館設置運営要綱において、運営方針として「地域住民の理解と信頼関係を得つつ地域社会に密着」することとしており、これまでの地域における継続した活動を通じて、地域住民の理解を得て信頼関係も構築している市町村が、今後も直接責任をもって対応すべきであると考えているところであり、今後も現行の国庫補助の方針の下で、施策の推進を図ることが適切であると考えている。

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	353	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	病児・病後児保育の補助要件の設定				
提案団体	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

現状における病児・病後児保育の補助要件を、地域の実情に応じて事業実施できるよう、保育士の配置要件を緩和。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人口減少社会において、特に中山間地域など過疎地域における子育て環境の充実を図るため、保育士の配置が難しい地域には、「子育て支援員(仮称)」を、地域の判断で、保育士に代えて配置できることとすべきである。
本県において、本県では、病児病後児保育の全県展開を推進しているが、高齢化の進む地域において、保育士の確保が困難であるとの状況を、地域の声として承っており、残されたエリアは、山間部であって、高齢者ばかりの地域に、子育て世代が少数存在するようなエリアである。
ここで保育士の設置を義務付けてしまうと、病児病後児保育自体が成立しえず、そこで、保育士ではなく、「子育て支援員」に要件緩和することを提案したもの。

根拠法令等

保育対策等促進事業費補助金交付要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

病児・病後児を安心して預けられる環境を整備するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士を配置することが必要であることから、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当でない。

なお、保育士確保については、「待機児童解消加速化プラン」による保育士資格取得支援等の対策を講じているところであるが、年内に策定予定の「保育士確保プラン」等に基づき更なる対策を講じていく。

(※)現行の病児対応型・病後児対応型の保育士の配置基準については、利用児童おおむね3人につき1名以上。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

ファミリー・サポート・センター事業の「病児・緊急対応強化事業」では、保育士資格を持たない者についても、病児・病後児の預かりに必要な講習を受けければ提供会員として業務に従事することが認められている。

「子育て支援員(仮称)」について、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員となることが想定されるのであれば、同様の業務に従事する病児・病後児保育事業にも活躍の場を広げることは十分可能ではないかと考えているところ。

現在、ファミリー・サポート・センター事業での対応も検討しているものの、中山間などの過疎地域では、十分な提供会員数を確保することが難しい状況にある。

また、病児・病後児保育事業のように、看護師等がサポートする中で保育を行う保育士よりも提供会員1人で病児・病後児に対応しなければならない状況は、厳しいものがあると考えている。

本県としては、医師、看護師を含む手厚い体制で対応する病児・病後児保育事業を中心に展開したいと考えており、保育士の確保が難しい過疎地域における事業実施を可能とするため、「子育て支援員(仮称)」の活用が必要であると考えるものであり、上記の実情を踏まえた対応を検討いただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、児童に対する保育・養育の平等・的確性が失われることのないよう、配慮されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

病児・病後児を安心して預けられる環境を整備するためには、保育に関する専門的な知識と技能を有する保育士資格を持った保育士を配置することが必要であることから、保育士以外の者を保育士とみなすことは適当でない。

また、子ども・子育て会議の場でも、職員配置基準は現行どおりとすることで取りまとめられている。

なお、保育士確保が困難な過疎地域については、訪問型その他の事業の活用も考えられるため、それらの周知を検討してまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	365	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付対象の拡大				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的な内容

事務委託による方法を、条例移譲による方法に変更できるよう、国からの財源(交付金)を県のみでなく条例移譲した場合の市町へも交付するように変更すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】

現在広島県では、全国に先駆けて市町に特別児童扶養手当の受給資格の認定等の事務を委託しているが、本来は特例条例による移譲を検討していた。しかし、国からの財源が交付税ではなく交付金(特別児童扶養手当事務取扱交付金)であり、交付対象が都道府県に限定されているため、特例条例による移譲では財源が失われるため、やむを得ず事務委託の手法を採用している。

類似の特別障害者手当等については、福祉事務所を設置している市町に法律で権限移譲されている。また第4次一括法により政令指定都市に27年度から特別児童扶養手当の認定等の事務の移譲が予定されている。

このため、政令市以外の基礎自治体に対しても、現在の事務委託ではなく、条例移譲として位置付けを明確化できるよう提案しているものである。

【課題の解消策】

具体的な変更要望は「特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2 2 市町村に交付する事務費の額」に「都道府県から特例条例で移譲を受けた都道府県の事務に係る経費」の追加を求める。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第1条、第2条

特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2の2

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

特別児童扶養手当の認定事務等について、貴県が現在実施している「事務委託」と「特例条例による移譲」で実施した場合の事務処理について、財政面を除いた実質的な事務処理にどのような違いがあるのか不明である。

また、現行制度において「事務委託」によって運用が可能であり、委託自治体への財源も確保されていることを鑑みれば、要望について直ちに対応することは考えていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「特例条例による移譲」は、地方分権の観点から、都道府県の事務を地域の実情に応じて柔軟に市町村に再配分するものであり、事務の合理化・簡便化・能率化の観点から実施される「事務委託」とは異なる。

本県では、地域福祉分野など住民の日常生活に最も密接に関係する分野について、「特例条例による移譲」を積極的に進めており、特別児童扶養手当の認定事務についても、市町の事情に応じて、委託の方法でなく、特例条例による移譲の方法により、市町の自らの権限とすることを可能とすることが、地方分権の推進上重要と考えており、その障害となっている交付金の交付対象の拡大を求める。

なお、特別児童扶養手当の類似の手当である特別障害者手当等については、福祉事務所を設置している市町に既に法定移譲されており、特別児童扶養手当の認定事務についても、市町の事務配分としていくことが望ましい。

全国市長会・全国町村委会からの意見

【全国市長会】

受け入れ態勢が整わぬうちに県から市への特別児童扶養手当認定事務等の事務委託が進むことのないよう求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

事務委託で実施した場合と特例条例による移譲で実施した場合の自治体が実施すべき認定事務等に係る実質的な事務処理については、特段の違いがなく、また、現行制度において事務委託による運用が可能であり、委託自治体への財源も確保されていることから、要望についての対応は考えていない。

また、提案団体の意見の、交付金の交付対象の拡大は、今回の提案募集の対象とはならないと考える。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	955	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付対象の拡大				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

事務委託による方法を、条例移譲による方法に変更できるよう、国からの財源(交付金)を県のみでなく条例移譲した場合の市町へも交付するように変更すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】

現在広島県では、全国に先駆けて市町に特別児童扶養手当の受給資格の認定等の事務を委託しているが、本来は特例条例による移譲を検討していた。しかし、国からの財源が交付税ではなく交付金(特別児童扶養手当事務取扱交付金)であり、交付対象が都道府県に限定されているため、特例条例による移譲では財源が失われるため、やむを得ず事務委託の手法を採用している。

類似の特別障害者手当等については、福祉事務所を設置している市町に法律で権限移譲されている。また第4次一括法により政令指定都市に27年度から特別児童扶養手当の認定等の事務の移譲が予定されている。

このため、政令市以外の基礎自治体に対しても、現在の事務委託ではなく、条例移譲として位置付けを明確化できるよう提案しているものである。

【課題の解消策】

具体的な変更要望は「特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2 2 市町村に交付する事務費の額」に「都道府県から特例条例で移譲を受けた都道府県の事務に係る経費」の追加を求める。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第1条、第2条

特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2の2

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

特別児童扶養手当の認定事務等について、貴県が現在実施している「事務委託」と「特例条例による移譲」で実施した場合の事務処理について、財政面を除いた実質的な事務処理にどのような違いがあるのか不明である。

また、現行制度において「事務委託」によって運用が可能であり、委託自治体への財源も確保されていることを鑑みれば、要望について直ちに対応することは考えていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「特例条例による移譲」は、地方分権の観点から、都道府県の事務を地域の実情に応じて柔軟に市町村に再配分するものであり、事務の合理化・簡便化・能率化の観点から実施される「事務委託」とは異なる。

本県では、地域福祉分野など住民の日常生活に最も密接に関係する分野について、「特例条例による移譲」を積極的に進めており、特別児童扶養手当の認定事務についても、市町の事情に応じて、委託の方法でなく、特例条例による移譲の方法により、市町の自らの権限とすることを可能とすることが、地方分権の推進上重要と考えており、その障害となっている交付金の交付対象の拡大を求める。

なお、特別児童扶養手当の類似の手当である特別障害者手当等については、福祉事務所を設置している市町に既に法定移譲されており、特別児童扶養手当の認定事務についても、市町の事務配分としていくことが望ましい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

受け入れ態勢が整わぬうちに県から市への特別児童扶養手当認定事務等の事務委託が進むことのないよう求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

事務委託で実施した場合と特例条例による移譲で実施した場合の自治体が実施すべき認定事務等に係る実質的な事務処理については、特段の違いがなく、また、現行制度において事務委託による運用が可能であり、委託自治体への財源も確保されていることから、要望についての対応は考えていない。

また、提案団体の意見の、交付金の交付対象の拡大は、今回の提案募集の対象とはならないと考える。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	412	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	生活保護医療扶助給付における外来診療時等窓口一時負担金制度の導入				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療扶助適正化の一環として、被保護者が指定医療機関等で外来診療等を受けた場合や指定調剤薬局で処方を受けた場合、一定額または一定割合額を一時的に負担する仕組みを導入する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

医療扶助の適用においては、医療要否意見書により主治医の意見を求め、審査の上給付を決定しているが、同一疾病についての頻回受診や重複受診については、レセプトの返還を待った数か月後の事後チェックとならざるを得ない。また、後発医薬品の利用促進にあたっても窓口での支払いを要しない現行の医療扶助の給付方法では、後発医薬品に対する積極的な選択行動が得られにくい。そのため、被保護者自身に医療機関等窓口で医療費の一部を一時負担させ、内容審査の上、負担額を還付する仕組みを導入する。

これにより、頻回受診や重複受診等については、早ければ受診月の内に適切な指導を行うことで解消が図られる。

根拠法令等

生活保護法34条(医療扶助の方法)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

医療扶助に一部自己負担を導入することについては、金銭的な理由により、生活保護受給者の医療機関への受診が抑制される可能性は否定できず、場合によっては必要な受診までも抑制してしまうおそれがある等の理由から、慎重な検討が必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

事後に還付される一部自己負担は、適正な額にすれば必要な受診の抑制には結び付かないと考える。また、実現に向け、以下の課題を検討していきたい。

- 1 福祉事務所で内容審査するうえで、医療機関において負担した額の領収書を交付するだけでなく、診療報酬明細書と同様の内容が記載された証明書を受給者に交付することが必要となる。
- 2 上記1が受給者に交付される場合に、病名や医療内容が記載されていることから、本人に知られずに治療行為を進めている場合の対策を講ずる必要がある。
- 3 受診日に医療機関が計算した総額の医療費の何割かを受給者は支払うことになるが、後日何らかの理由により訂正した場合は、数か月後に請求される診療報酬額と受給者が負担した一定額または一定割合額の根拠が異なることになる。こうした場合は、医療機関が再度受給者に追加請求または払い戻しをすることになるため、医療機関の負担を軽減する措置を講じる必要がある。

全国知事会からの意見

提案趣旨は理解するが、受診抑制を招くなど、被保護者に過度の負担とならないような仕組み等も併せて検討すべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、必要な受診の抑制にならぬよう①医療受診費用分を生活扶助に一律で上乗せ
②一部負担が困難な場合は、福祉事務所へ連絡、一部負担なしでの受診を認める
③一般的な福祉医療助成対象者に該当する者は、一部負担対象者から除外する等の方法が考えられる。
また、通院の際の交通費など、ひとまず被保護者が自己負担した費用について、後日福祉事務所が被保護者に対して支払うしきみはすでにある。交通費を自己負担しているからといって必要な受診が抑制されていることはないため、負担額の設定次第で必要な受診が抑制されるという支障は改善されると考える。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

仮に後日償還払いとする窓口一部自己負担制度を導入した場合、生活保護受給者が一定額を立て替えるだけの資力を有することを前提とした制度は難しく、また、必要な受診の抑制とならない「適正な額」の設定も困難である。

なお、地方自治体の首長も含めて参加した「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(平成25年1月25日)において、「医療扶助の適正化に関し、医療費の一部負担を導入することについては、行うべきではない」とされている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	413	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	被保護世帯に対する訪問調査活動の一部業務委託				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

高齢世帯への訪問調査活動のうち、安否確認や生活状況を踏まえた認知症の早期発見、その他の身体状態の把握、介護予防事業及び介護保険等の生活支援サービスの適正利用支援等を目的とした訪問調査について民間活力を利用できる制度構築とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

全国的に被保護世帯数と被保護人員は、ともに過去最高値を更新し続けている。また、高齢者人口の推移予測からは、今後もその増加は避けられない見込みであるが、国が示す福祉事務所現業員配置基準に従った職員の増強は困難である。

当区においては、居宅における安定した自立生活が維持されている高齢者世帯については、現業員が行うこととされている訪問調査活動の一部について、外部委託を導入することで業務の効率化を図っているが、生活保護法の施行事務監査においては訪問調査活動実績として評価されていない。

保護の開・廃、変更等に係る業務は区の職員が実施しており、今まで適正な保護の実施が確保されており業務委託による問題は生じていない。

根拠法令等

生活保護 実施要領 局長通知12 1訪問調査 (2)訪問計画に基づく訪問 ア家庭訪問を少なくとも1年に2回以上すること

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

生活保護制度は、一定額を定期的に給付すれば足りる他の公的年金制度等とは異なり、要保護世帯に対しその時々において最低生活維持に必要な扶助の種類、程度を決定しなければならない。

このため、生活保護の訪問調査は、要保護世帯の生活状況の実態を的確に把握しておかなければならず、また自立助長のための助言指導を行うことも必要とされることから行うものであり、法に基づく適切な保護の決定実施を行う上で必要不可欠なものであるため、保護の適否の判断を担う現業員が自ら行う必要がある。

なお、訪問調査の頻度を少なくとも年に2回以上行うこととしている一方で、地方自治体等からの意見を踏まえ、平成18年度から、自立支援プログラムを実施する関係機関等からの連絡により、必要な状況確認ができる場合には、当該連絡を3回目以上の訪問調査とみなすことを可能としているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

社会福祉士等、専門性の高い外部委託先の支援員との連携を密にはかることで、要保護世帯の生活状況の実態を的確に把握することは可能であると考える。

また、委託事業者や訪問のために採用した非常勤職員などによる家庭訪問においても、地区担当員から事前に対象の被保護者の状況や注意すべき点の情報を得ていれば、訪問時に地区担当員が気付く変化や異常にも気がつくことができる。また、被保護者ごとに状況に応じた対応、指導助言の指示を受けていれば、地区担当員が訪問した場合と同様の対応も取ることができる。さらにそれでは不十分と思われる場合には、地区担当員や査察指導員と連絡を取りながら対応することもできるので、委託事業者や訪問専門の非常勤職員などによる家庭訪問によっても自立助長のための助言指導、及び法に基づく適切な保護の決定実施は可能であると考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回回答のとおり、生活保護における訪問調査は、生活保護受給世帯の安否確認や生活の支援を行うだけではなく、訪問調査結果を踏まえた保護の程度決定や指導指示など、国民の権利・義務に深く関係する業務であり、公権力の行使に深く関係するとともに、その実効性を担保する必要がある。

そのため、保護の実施機関及びその職員（現業員）には、生活保護法第28条により立入調査の権限が付与されており、実施機関の指揮命令下にあり、地方公務員法第34条により守秘義務が課されている現業員が行うべきである。

提案団体からの意見中の「専門性の高い外部委託先の支援員」は指揮命令下にあるものではなく、また守秘義務も課せられていない。そのため、現業員と同じ位置づけにすることはできない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	444	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	定期予防接種の対象拡大				
提案団体	岐阜県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

平成2年4月1日以前の生まれの者(定期接種の機会が2回なかった世代)に対する風しんワクチンの接種を定期化できること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

風しんの定期接種は、現在、1歳と小学校就学前1年間の2回接種となっているが、平成2年4月1日以前に生まれた者は、未接種又は1回接種のみであるため、風しんへの免疫が十分でない可能性がある。

【支障事例】

平成24、25年に、風しんの全国的な流行があり、先天性風しん症候群が増加した。このうち、風しん患者の7割以上が男性、うち20代～40代が8割を占め、風しんワクチン接種が十分に行われなかつた世代と一致する。今後も免疫が十分でない者が風しんにかかった場合、風しんが流行し、先天性風しん症候群が発生する恐れがある。

【支障事例の解消策】

風しんの定期接種の対象者を拡大し、平成2年4月1日以前の生まれの者(風しんの免疫が不十分な者)が定期接種として予防接種を受けられるようにする。

【効果】

風しんの感染リスクが低下するとともに、免疫の不十分な女性が妊娠した際の先天性風しん症候群の発生が抑制されることで、安心して妊娠・子育てができる。また、定期接種の費用負担は地方交付税措置されるため、任意の予防接種よりも自己負担が軽減され、ワクチンを接種しやすくなる。その他に万が一、予防接種の副反応による健康被害が生じた場合、定期接種であれば、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種健康被害救済制度により救済される。

根拠法令等

予防接種法施行令第1条の2

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

現在でも、各市町村が自らの判断で実施することは可能である。なお、新たに地方交付税措置を要望するものであれば、財源の確保が不確実であることから検討することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、現在、各市町村が独自に行っている、風しんワクチンの定期接種について、予防接種健康被害救済制度などを勘案し、国に定期接種化を求める提案である。

全国市長会・全国町村委会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、各市町村が自らの判断で実施できる措置の法定化及びそれに対する地方交付税措置を要望しているものであるが、財源の確保は不確実であることから検討することはできない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	448	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	指定医療機関等の指定等 特定感染症医療機関からの報告聴取等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

特定感染症指定医療機関からの報告聴取等
感染性指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、当該職員に管理者の同意を得て検査をさせる規定。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

感染症患者に対する医療が公費負担とされていることから、必要時に行うことができる規定になっていて、特定感染症指定医療機関にあっては、その権限を厚生労働大臣または都道府県知事で持っている。特定感染症指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費公費負担の実務は他の感染症指定医療機関と同様に県又は保健所設置市で担っているため、当該権限についても、他の感染症指定医療機関と同様に県単独の権限として支障がない。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第43条第1項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、既に昨年度「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において結論が出ており、その後の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県が求めるのは、都道府県へ権限を移譲することで、「見直し方針」に基づく「都道府県が主体的に行う方向」での運用見直しに止まらない。

なお、見直し方針において結論が出ているとしているが、見直し方針における事務については、提案募集方式の対象外とはされておらず、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

昨年度の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に際して、指定権限は国に残し、報告・徴収権限のみ都道府県に移譲することについて、法的に問題ないか検討したところ、

○ 法第43条第1項において特定感染症指定医療機関について厚生労働大臣に報告徴収等の権限があるのは、特定感染症指定医療機関の指定権限が国にあり、その指定の取消のため法第43条の報告徴収を行うためである。

○ 健康保険法等の他法令においても同様の構造の条文があるが、健康保険法第78条の報告徴収等は費用の請求の不正の有無のみならず保険医療機関としての適正性も同時に確認するものであるところ、法第43条についても、健康保険法等がもとになっており、同様に費用の請求の不正の有無のみならず感染症指定機関としての適正性も同時に確認するものである。

○ 他の法令において、指定権限を有する者と指定に関わる報告・徴収権限を有する者が別である前例がなく、また論理的にも整合性がとれない。

ことから、当該権限移譲の方法は、法的に困難であるとの結論に至った。

その上で、特定感染症指定医療機関の指定権限については、

○ 新感染症の所見がある者の入院を担当する医療機関であり、最も高い機能を要求され、全国で数か所程度、いかなる場合でも万全の感染症医療を講じることができる医療機関を整備する必要があるため、厚生労働大臣が広域的見地によりその指定を行う必要がある。

○ 特定感染症指定医療機関としての医療体制が整備されているとの指定要件に適合する医療機関が少ないため、現在、計3か所のみ指定しているが、指定については基本的に都道府県から手が上がるとはなく、国から協議をかけた上で同意を得ることができた場合に指定をしているのが現状であり、都道府県に指定権限を移譲した場合、必要な数の指定が担保されない可能性がある。

ことから、都道府県に移譲することは困難である。

そのため、上記の法的整理も踏まえ、指定権限及び報告徴収の権限の両方について移譲が困難であるものである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	780	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	特定感染症指定医療機関の指定権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

新感染症患者の入院を担当する特定感染症指定医療機関の指定権限を、必要となる人員、財源とともに都道府県へ移譲すること。

なお、都道府県への指定権限の移譲ができない場合でも、当該施設に対し、都道府県が必要に応じて、報告の徴収及び検査を行えるようこれらの権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、現在、国が指定を行っている（指定状況：3病院）

【制度改正の必要性・効果】

特定感染症のまん延防止を図るために、より迅速な指定と指定後の医療機関の適正な運営管理が不可欠であることから、第一種、第二種感染症指定医療機関と同様に、国が特定感染症指定医療機関に係る指定基準を示し、これに基づき、地域医療の実情を把握した都道府県が指定等を行うことにより、法第38条に基づく指定・指導と法第43条に基づく報告徴収・検査が一体的かつ効果的に実施でき、医療機関のより適正な運営確保が可能となるため、都道府県知事に指定権限を移譲することが望まれる。

指定権限の移譲ができない場合にも、当該医療機関の適正な運営確保の観点から、特定感染症指定医療機関に係る指定基準を示すとともに、法第43条に基づく当該医療機関に対する報告の請求や検査を行う権限だけではなく、法第38条第4項（指導）の権限を都道府県に移譲することが望まれる。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、既に昨年度「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において結論が出ており、その後の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国が特定感染症指定医療機関に係る指定基準を示し、これに基づき、地域医療の実情を把握した都道府県が指定等を行うことにより、適正な運営確保が可能である。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

昨年度の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に際して、指定権限は国に残し、報告・徴収権限のみ都道府県に移譲することについて、法的に問題ないか検討したところ、

○ 法第43条第1項において特定感染症指定医療機関について厚生労働大臣に報告徴収等の権限があるのは、特定感染症指定医療機関の指定権限が国にあり、その指定の取消のため法第43条の報告徴収を行うためである。

○ 健康保険法等の他法令においても同様の構造の条文があるが、健康保険法第78条の報告徴収等は費用の請求の不正の有無のみならず保険医療機関としての適正性も同時に確認するものであるところ、法第43条についても、健康保険法等がもとになっており、同様に費用の請求の不正の有無のみならず感染症指定機関としての適正性も同時に確認するものである。

○ 他の法令において、指定権限を有する者と指定に関わる報告・徴収権限を有する者が別である前例がなく、また論理的にも整合性がとれない。

ことから、当該権限移譲の方法は、法的に困難であるとの結論に至った。

その上で、特定感染症指定医療機関の指定権限については、

○ 新感染症の所見がある者の入院を担当する医療機関であり、最も高い機能を要求され、全国で数か所程度、いかなる場合でも万全の感染症医療を講じることができる医療機関を整備する必要があるため、厚生労働大臣が広域的見地によりその指定を行う必要がある。

○ 特定感染症指定医療機関としての医療体制が整備されているとの指定要件に適合する医療機関が少ないため、現在、計3か所のみ指定しているが、指定については基本的に都道府県から手が上がることはなく、国から協議をかけた上で同意を得ることができた場合に指定をしているのが現状であり、都道府県に指定権限を移譲した場合、必要な数の指定が担保されない可能性がある。

ことから、都道府県に移譲することは困難である。

そのため、上記の法的整理も踏まえ、指定権限及び報告徴収の権限の両方について移譲が困難であるものである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	567	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	厚生労働大臣発行医療系免許申請書類等の経由事務の廃止 (医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、衛生検査技師、管理栄養士)				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

標記の医療職種免許は、厚生労働大臣免許である。
すでに実施済の他の医療職種免許と同様に、国において直接実施することとし、経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

免許の申請において、住所地の保健所及び県を経由して厚生労働省へ進達することは、国までの日数を要するため、事務的に非効率的である。その上、国の免許登録日以降でないと申請者が行えない業務があるため(診療報酬求められている)、交付事務を含めて往復の経由日数がかかるのは適切さを欠くと言わざるをえない。免許の早期発行は、申請者等から強く求められているところである。
例えば、歯科衛生士等の免許は、国の指定した指定登録機関(H3.7.1～)が、直接免許事務を行っており、郵送等での申請も認められている。申請者の利便性の観点からも直接、厚生労働省(あるいは指定登録機関)が扱うこととして、経由事務の廃止を求める。
(臨床工学技師免許:国直接実施。)
(歯科技工士免許:H27.4.1～国が指定した指定登録機関実施。H26.6医療介護法 法案成立)
なお、経由事務としながらも、国からは審査業務まで求められているのが現状である。このため、県等が申請業務等における過失責任を求められ、訴訟に発展する可能性が存在する。
国の免許であるから、国の責任において免許申請等の対応を行っていただきたい。

根拠法令等

医師法施行令第3条、②歯科医師法施行令第3条、③保健師助産師看護師法施行令第1条の3第1項、④臨床検査技師等に関する法律施行令第1条及び附則第2条2項、⑤診療放射線技師法施行令第1条の2、⑥理学療法士及び作業療法士法施行令第1条、⑦視能訓練士法施行令第1条、⑧栄養士法施行令第1条2項等

医療関係職種(免許を付与する際の名簿への登録事務を指定登録機関が行っている職種等を除く。)の免許申請に当たっては、都道府県が法定受託事務として経由事務を行うこととされており、申請書類の不備等の確認をしていただいているところ。

申請書類の不備等の確認については、受付時に確認する等、住民に身近な地方公共団体において実施していただくことが効率的であり、仮に、都道府県の経由事務を廃止し、厚生労働省において全ての登録事務を処理することとした場合には、名簿への登録及び免許証の交付が現状よりも大幅に遅れ、申請者の利便性が低下することが想定される。

以上のことから、都道府県の経由事務を廃止することは困難である。

なお、名簿への登録及び免許証の交付については、都道府県の経由事務の有無にかかわらず、国の責任において実施している。また、名簿への登録日及び登録番号については、申請者の利便性の向上を目的として、申請者の希望に応じ、「登録済証明書」を発行しており、一定期間、免許証に代わる証明書として利用することを認める措置を講じている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

免許の申請において、住所地の保健所及び県を経由して厚生労働省へ進達することは、国までの日数を要し事務的に非効率的である。直接国へ申請出来るようになることで、より速やかに交付を受けることが可能となり、申請者の利便性にも資する。

申請書類の不備等の確認については、むしろ免許者自身が書類の不備等の形式審査も併せて行う方が効率的であると考える。
また、都道府県の経由事務を廃止し、国において全ての登録事務を処理することとした場合であっても、例えば臨床工学技師免許については現に国が免許事務を直接実施していることから、他の免許についても同様の事務処理体制をとることができないか。

全国知事会からの意見

住民へのサービス低下につながらないよう留意した上で検討を行う必要がある。

ご提案の内容は、申請者の利便性向上のため、免許の早期交付を目的とするものであると理解している。この点について、現在は、臨床工学技士及び義肢装具士の2職種のみ、免許申請に当たり、都道府県を経由せず、国が直接申請を受け付けた上で、登録事務を行っているが、平成25年における免許登録件数の実績として、臨床工学技士が1,776件、義肢装具士が204件であるのに対し、その他の職種については、例えば、医師は7,694件、看護師は50,240件、理学療法士は10,113件となっている。

したがって、免許申請に当たり、都道府県が法定受託事務として経由事務を行い、申請書類の不備等の確認をしていただいている職種について、仮に、国が直接申請を受け付け、一括して申請書類の不備等の確認を行うこととした場合、一定の時期に国が大量の事務を処理しなければならないこととなり、免許証の交付等の登録事務が現状よりも大幅に遅れ、むしろ申請者の利便性が低下することになるため、都道府県の経由事務を廃止することは適当ではないと考える。

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	569	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉					
提案事項 (事項名)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の役割明確化									
提案団体	神奈川県									
制度の所管・関係府省										
内閣官房、厚生労働省										

求める措置の具体的内容

特定接種の登録事務について県や市町村に必要な協力を求めることができるという規定を使い、登録事業者との調整をすべて県及び保健所設置市に任せてしまっているので、協力の範囲を明確化し、適切な運用とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

県や市町村に協力を求めることができるという規定を利用し、特定接種にかかる登録事務について登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せてしまっている状況であり、膨大な業務であることから、非常に混乱が生じているため、役割の明確化を図る必要がある。

例えば、特定接種の疑義照会は、約3,700事業所のうち、440件で、県・保健所設置市が照会する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調整が発生し業務が増えている。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、現在、地方公共団体が行っている事務を国において行うよう求めるものであり、対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国の協力依頼に基づいて地方公共団体が実施している事務であるにもかかわらず、法第28条第4項の規定により「正当な理由」がない限り国からの依頼を拒むことができず、実質的に国から丸投げされている状況であることから、役割分担・協力範囲の明確化は必要と考える。

特定接種の登録事務に係る国からの協力依頼は、真に必要な場合に限定されるべきである。登録の円滑な実施のためとはいえ、国が事実上事務を県や市町村に丸投げしている状況にあることから、「正当な理由」の範囲等を予め明確に示した上で協力を求めるべきである。

全国市長会・全国町村委会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条第4項に規定する「必要な協力」とは、具体的には、管轄内における登録基準を満たす事業者等への登録制度の周知や申請内容の確認等とされており、厚生労働省においても、全国の都道府県から提出された申請内容を、責任をもって確認をしていることから、役割分担・協力範囲の明確化は図られているものと考えている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	603	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	セーフティネット支援対策等補助金の早期交付決定				

提案団体	長崎県・福岡県・熊本県・大分県・宮崎県・沖縄県
------	-------------------------

制度の所管・関係府省
厚生労働省

求める措置の具体的内容
セーフティネット支援対策等補助金の早期交付決定

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

セーフティネット支援対策等補助金は、自治体が地域の実情に応じ、生活保護受給者や低所得者、ホームレスといった地域社会の支えを必要とする要援護者全般に一貫した施策を推進し、地域社会のセーフティネット機能の強化を図る目的の補助金である。しかし、別添資料①にあるように、交付決定が遅い。

セーフティネット補助金は、多くは、運営費や、人件費等に対して補助を行っているため、事前着手を行っているのが、現状である。

しかし、社協などへの交付決定は、国からの交付決定を待って県の補助金交付を行っており、その間は、社協などに補助金を支払えておらず、過大の負担になっている。(社協へ交付決定後、支払った額は、89,468千円)

また、事前協議を年度当初に行っていることも、交付決定の遅延につながっていると思われる。

この補助金に関しては、他の補助金にある前年度のヒアリング等がないため、別添資料②にあるように、前年度から事前協議をしていただき、年度当初の早期交付決定をお願いしたい。

根拠法令等

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱8、10等

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

セーフティネット支援対策等事業費補助金は、限られた予算の範囲内で交付する予算補助事業であり、補助すべき事業の精査にあたっては、他施策による事業の交付決定を踏まえた調整や効果等の検証が必要であり、お示しの時期での交付決定は困難であるが、地方自治体からの協力を得ながら、今後とも現行の仕組みの中で可能な限り早期の交付決定に努めていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現状では事業の実施に支障が生じている状況であり、事業実施に支障が生じないよう、早期の内示・交付決定をお願いしたい。

また、今後現行の仕組みの中で可能な交付決定スケジュールについて、具体的に示していただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

平成26年度に関しては、先般正式内示を行ったところであり、11月から12月にかけて交付決定を行う予定である。なお、本補助金の交付は予算補助事業であるため、予算額が未定である現時点では平成27年度以降の交付決定スケジュールをお示しすることは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(17) セーフティネット支援対策等事業

セーフティネット支援対策等事業費補助金について、平成27年度からの新制度の詳細が固まり次第速やかに、年間協議スケジュールを、地方公共団体に周知する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	604	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	買い物弱者支援制度の充実				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的な内容

買い物弱者支援等を実施するための補助制度の条件緩和

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

買い物支援にかかる補助制度として、セーフティネット補助金の安心生活創造推進事業の活用も考えられるが、モデル的な事業であることに加え、①抜け漏れのない実態把握事業、②生活課題検討・調整事業、③抜け漏れのない支援実施事業、④地域支援活性化事業、⑤自主財源確保事業、⑥住民参加型まちづくり普及啓発事業の基本事業を全て行う必要があるため、過疎化が進行し、財政的、体制的に脆弱な市町においては、ハードルが高く、活用できる状況はない。

そこで、必須6事業の減数又は選択事業にする等、市町が取り組みやすい補助制度にしていただくよう要望するもの。

根拠法令等

セーフティーネット支援対策等事業実施要綱3の(3)のエ
安心生活基盤構築事業実施要領3

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本事業は、高齢者、障害者のみならず、地域から孤立するおそれがある者など、一定の支援が必要な者の日常生活を支援するため、地域住民の参画の下、地域における解決力を高める観点から、一部の事業だけでなく、①から⑥までの事業を総合的に実施する必要がある。本事業は、これらの総合的かつ先進的な取組に対して支援を行うとともに、これらの取組を全国に普及することを目的とするものであり、本事業の趣旨・目的についてご理解を頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本事業がモデル的な事業であり、全国に普及させることを目的としている点につきましては理解しております。

過疎化が進んでいる集落や国境離島などを抱えている本県にとりましては、買い物弱者問題は喫緊の課題となっております。

今後、全国に普及させていく上で、ニーズが高い小規模な市町だからこそ取り組みやすいように、最小限の要件に限定すべきだと考えますが、その点についてご見解を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

先に回答したとおり、本事業は、買い物弱者支援に特化したものではなく、高齢者や障害者等が地域において安心して生活を維持できるよう、先進的かつ総合的に地域福祉を推進するための取組に対して、国が一定の範囲内で全額を補助するものであるため、必須6事業の要件を外すことはできない。

ただし、必須6事業の具体的な取組内容については、各自治体からの提案に柔軟に対応しているところであり、現に平成26年度の実績では、本事業を実施する104自治体のうち50自治体は町村となっている。

なお、いわゆる買い物弱者対策については、本事業のみならず、以下のとおり様々な事業の活用が可能であり、貴県が行おうとする取組内容に応じて、他の事業の活用も含め、ご検討いただければありがたい。(別添資料あり)

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonoshien26.html>

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	606	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	精神保健福祉法における一般人の申請・警察官通報・精神科病院管理者の届出から指定医の診察等の事務の都道府県から中核市、保健所設置市への移譲				
提案団体	長崎県・大分県・宮崎県・沖縄県・山口県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

精神保健福祉法第22条、23条、26条の2における一般人の申請・警察官通報・精神科病院管理者の届出受理後の調査、診察依頼、立会い、移送等に関する事務権限を都道府県から中核市及び保健所設置市へ権限移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

精神保健福祉法第22条、23条、26条の2の規定により、自傷他害の恐れがあると認められた精神障害者については、最寄りの保健所長を経て、都道府県知事が申請・通報・届出を受理し、知事は調査の上、必要があると認めるときは、精神保健指定医の診察を行っている。

また、診察の結果、今後も自傷他害の恐れがあると認められた時には、知事は国等の設置した精神科病院及び指定病院に移送し、入院させることができることとなっている。

このように、現在、申請・通報・届出の受理のほか、その後の調査、診察依頼、立会い、移送等に関する業務についても、すべて都道府県保健所において対応しているところであるが、県保健所から、保健所設置市までの管轄警察署までは1時間30分程度を要する移動距離があり、対象者に対し、早期の対応が出来ないなどの支障をきたしているところもある。また、保健所設置市の通報対象者が、再通報になる事例も複数みられる状況にある。

【制度改正の必要性】

よって、日頃から対象者や家族の生活相談・支援を行っている機関は、身近な市保健所であることから、これらの業務を市保健所が実施するように権限を委譲することで、入院の段階から、退院に向けた支援の対象として、退院後の再発防止や定期的な通院継続までの一貫した支援策を計画することができるとともに、長期入院防止や患者の社会復帰に向けた早期の支援が可能となる。

【参考】

H25年度の県内の全通報件数は189件、保健所設置市管轄県保健所通報件数 98件、内保健所設置市管轄保健所件数 73件 約75%を占める。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条、23条、26条の2、第27条、第34条

精神保健福祉法に基づき、精神科病院に入院中の患者の処遇等の人権に関する事項について適正に行われているか確認するためには患者の処遇等について審査する体制として指定医の確保、精神医療審査会の設置等が必要である。

措置入院時の事務のみでなく、処遇改善等の命令及び入院中の患者の症状若しくは処遇に関する報告の徴収等の権限すべてを持たせることが望ましいため、一部の事務のみを中核市及び保健所設置市に行わせることは難しいと考えている。

なお、中核市及び保健所設置市においてすべての事務が行える体制の確保（財源や人員）が担保できるようであれば、それを前提に提案の実現が可能かも含め検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

今回の要望は、中核市及び保健所設置市において、措置入院制度の一部について、実施可能と考える事務のみを要望するものです。

精神保健指定医の確保については、中核市及び保健所設置市へ県が情報提供を行うなどの支援を行うため、支障がないものと考えております。

精神医療審査会については、現在、第3者的な機関として適正に運用されており、また、報告徴収等については、措置入院以外の入院形態にも関連するものであることから、県が一体的に対応すべきものとして、引き続き、県が所管することで支障ないものと考えます。

全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、一般人の申請・警察官通報・精神科病院管理者の届出受理後の調査、診察依頼、立会い、移送等に関する事務権限を都道府県から中核市及び保健所設置市へ権限移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

中核市及び保健所設置市から別紙のとおりの意見が示されていることから、権限の移譲については見送るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

精神保健福祉法に基づく措置入院の事務、処遇改善等の命令及び入院中の患者の症状若しくは処遇に関する報告の徴収等の事務を行うに当たっては、中核市及び保健所設置市においてすべての事務が行える体制の確保（財源や人員）が必要であるため、中核市及び保健所設置市における体制整備の状況や意向等を踏まえて検討を行いたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)

診察及び保護の申請、警察官の通報及び精神科病院の管理者の届出等の受理、届出等に基づき行われる指定医の診察、入院措置及び移送等を中心とした措置入院に関する事務について、都道府県と保健所設置市又は特別区との調整により、地域の実情に応じて条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）を活用できることを改めて周知する。その上で、条例による事務処理特例制度に基づく保健所設置市及び特別区における事務処理の状況等も踏まえつつ、保健所設置市及び特別区への移譲

|について検討を進める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	865	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	精神医療審査会委員の任期を定める規定の緩和				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

精神医療審査会委員任期について、現在は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

精神医療審査会委員の任期については、精神保健福祉法第13条第2項により、2年と定められている。しかししながら、委員には専門的な知識や経験が必要であるため、再委嘱しているのが現状である。

委員の委嘱にあたっては、医師会等の協議が必要であり、手続き等を含め相当の労力と準備期間を要している。(平成26年4月現在、審査会委員14名、うち再任された委員9人)

【制度改正の必要性】

このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。

根拠法令等

精神保健福祉法第13条

各府省からの第1次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

精神科病院に入院中の患者の処遇等の人権に関する事項についての審査体制は、全国一律の基準に基づき、公平、公正に運用される必要があり、精神医療審査会の委員は、専門職としての経験に基づき、審査資料から、精神科病院に入院中の患者の状況を加味して、客観的に入院の必要性やその処遇等が適当であるかについて意見を付することを求められる。このため、精神医療審査会の委員の任期に関しては、審査の客観性を確保するという観点から、現在、任期を全国一律2年と設定している。

一方、精神医療審査会の委員の任命等の手続きについては、事務負担軽減を図っていくことも重要であると認識していることから、要望に対して、上記事項を総合的に勘案しながら検討し、精神保健福祉法の適切な運用の確保に努めていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案の実現に向けた検討について、現時点でのスケジュールや検討手法などを提示していただきたい。

全国知事会からの意見

精神医療審査会委員の任期については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又条例による補正を許容するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

精神医療審査会の委員の任期に関しては、審査判定の客観性を確保し、また、定期的に自治体が委員の任命が適切であるかを判断するため、現在、任期を全国一律2年と設定している。

精神医療審査会の委員は、専門職としての経験に基づき、審査資料から、精神科病院に入院中の患者の状況を加味して、客観的に入院の必要性やその処遇等が適当であるかについて意見を付することを求められており、再任の場合であっても委員の任命が適正であるかを判断し直すことは必要である。

一方、地域によっては精神医療審査会委員として任命できる専門家が限られるなど、委員の確保に難渋している自治体があることも承知しており、実質的に同じ委員が連続して再任されている場合もあると認識している。

このような地域の実情も踏まえながら、一定年数の範囲内で柔軟に設定できるよう、必要な見直しを行う。なお、現在のところスケジュールは未定。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)

精神医療審査会の委員の任期(13条2項)については、3年を上限として条例(制定主体は都道府県及び指定都市)で定める期間とすることを可能とする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	783	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する事務・権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

臨床修練を実施する病院の指定権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

現在、臨床修練は厚生労働大臣が指定する病院において実施することとされている。

【制度改正の必要性】

国よりも都道府県の方が、地域医療の実情に精通しているため、都道府県知事が臨床修練を実施する病院の指定を行うべきである(国においては、下記基準の③の病院についての判断が書面等でしか判断できない)。

《受入病院の基準》

- ①大学病院
- ②臨床研修病院
- ③臨床研修病院と同等の教育体制を有する病院

【支障事例・改正による効果】

現状における国による指定には、①制度の申請窓口が厚生労働省のみとなっていること、②申請には多くの添付書類が要求されていること、③近年、修練制度の許可件数が大幅に増えていること等から、申請から概ね半年程度の期間を要するため、機動的な対応ができない。病院の指定権限を都道府県に移譲し、申請窓口を増やすこと等で分散化され、迅速な対応が可能となる。

《参考》

臨床修練制度許可件数

H23実績 180(67)

H24実績 169(31)

※ ()内は当初見込件数

以上より、臨床修練を実施する病院の指定権限を都道府県に移譲することにより、地方の実情にあった機動的、弾力的な運用が可能となる。

根拠法令等

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条

医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであることから日本において医療行為を行うためには、原則、医療を提供するために必要な専門的な知識及び能力を確認するための国家試験に合格し、日本の医療関係の国家資格を取得することが必要である。

臨床修練制度は、この例外として、外国医師等が医療に関する知識及び技能の修得を目的として来日した際に、その目的を十分に達成することができるよう、一定の期間、厚生労働大臣が指定する病院において、特例的に医療行為を行うことを認める仕組みである。

臨床修練を行う外国医師等の受入病院については、日本の医療関係の国家資格を取得していない外国医師等が、特例的に医療行為を行う場所として、臨床修練における医療安全を十分に確保する観点から、国が、全国一律の基準で受入病院の受入体制等を評価し、指定する必要があると考えている。

以上のことから、受入病院の指定権限を都道府県に移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・国が参酌すべき基準を示すこと等により、都道府県による指定は可能である。
- ・むしろ、地域医療の実情を把握した都道府県が指定等を行う方が適正な対応が可能となる。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

ご提案の内容は、受入病院の指定権限を都道府県に移譲し、申請窓口を増やすことにより、指定に関して迅速な対応を実現することを目的とするものであると理解している。

この点について、平成12年以前は、受入病院の指定に当たり、審議会の意見を聴くこととされており、指定に当たって一定の時間を要していたが、平成13年以降は、この手続が廃止されたため、申請から概ね1か月以内で指定の手続を完了しているところであり、指定に関する迅速な対応は既に実現されている。

また、受入病院としての指定を受けようとする病院は、実態として、実際に外国医師等の受け入れの目処がたっている病院が申請を行うことが多く、また、外国医師等の臨床修練に係る許可申請は、その手続を受入病院が仲介して行うことが多い。

このため、仮に、受入病院の指定権限を都道府県に移譲した場合、指定申請の手続を都道府県に対して行い、臨床修練に係る許可申請の手續を国に対して行うこととなるため、申請者にとっては利便性の低下につながることが懸念される。

さらに、第1次回答でもお示したとおり、受入病院の指定については、臨床修練における医療安全を十分に確保する観点から、全国一律の基準で受入体制等を評価し、指定を行う必要があると考えており、地域の実情に応じて指定を行うという考え方は馴染みにくい分野であると考えている。

以上のことから、受入病院の指定権限を都道府県に移譲することは困難である。

なお、臨床修練に係る許可を行うに当たっては、臨床修練計画書において、指定を受けた受入病院において臨床修練が実施されることを確認する必要があるため、国は常に直近の受入病院に係る情報を把握している必要があるところ、仮に、受入病院の指定権限を都道府県に移譲した場合、都道府県が受入病院を指定する度に、逐次、国に報告していただく必要が生じ、都道府県のご負担が増加するおそれがある。また、受入病院の指定申請に当たって、多くの添付書類の提出を求めているという事実はない。

4【厚生労働省】

(11) 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭62法29)
厚生労働大臣が行う臨床修練病院等の指定(2条5号)については、当該指定の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	801	提案区分	C A又はBに関連する見直し	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する規制緩和等				
提案団体	兵庫県【共同提案】徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、法務省				

求める措置の具体的内容

「医学物理士」の臨床修練制度対象者への追加や、外国人医師の臨床修練期間の弾力的運用を可能にすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

外国医師等が行う臨床修練は、医師、歯科医師、助産師等が対象とされているが、粒子線治療を行うために必要不可欠である「医学物理士」は対象となっていない。

【制度改正の必要性】

粒子線治療を行うためには、個々人の人材育成ではなく、治療を担うスタッフ全員を対象としたチームとしての人材育成が不可欠である。

その中で粒子線治療には大学院で物理を履修した「医学物理士」の存在が重要となるが現在の臨床修練制度ではこのような人材は対象となっていないことから、粒子線治療の普及・発展の観点からも制度の対象とすることは必要である。

また、現状の2年という臨床修練期間では、一連の技術習得には十分な期間が担保できない(日本人(大学院博士課程で物理を履修)の場合であってもその教育に2年はかかる)ことから、臨床修練期間の弾力的運用は必要である。

【別案】

粒子線医療は、医学物理士も含めたチーム医療で成立することから、臨床修練制度への位置付けが必要と考えるが、国家資格ではないという理由で「医学物理士」の臨床修練制度への位置付けが困難な場合は、出入国管理法及び難民認定法の別表第一の二に規定される在留資格「研修」の在留期間として「2年」を追加し、「外国人医師等臨床修練制度」と同期間の在留期間とすることで対応可能。

根拠法令等

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条
(出入国管理法及び難民認定法)

臨床修練制度においては、外国において、日本の医療関係の国家資格（医師、歯科医師、助産師、看護師、等）に相当する資格を取得している方々を臨床修練の許可の対象とするとともに、許可を受けることにより、日本の医療関係の国家資格と同様の業務を日本において行うことが認められている。

外国において「医学物理士」の資格を取得している方々が、日本において、医療行為の1つである人体への放射線の照射を行うことを想定しているのであれば、日本の診療放射線技師に相当する資格を取得している者として臨床修練を許可を受けていただくことにより、対応可能である。

また、臨床修練制度は、日本において特例的に医療行為を行うことを認める仕組みであり、「医学物理士」が医療行為以外の行為を行うことを想定しているのであれば、臨床修練の許可を受けなくても、実施していくことができる。

なお、日本には、「医学物理士」という国家資格はないので、臨床修練制度に係る法令に「医学物理士」を規定することは困難である。

臨床修練の許可の有効期間については、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により、臨床修練制度の見直しを行い、1回に限り、許可の有効期間を更新することができる仕組みを導入することとしており、本年10月1日から施行される。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・粒子線治療においては、「医学物理士」を含めた治療スタッフ全員（医師、看護師等）を対象としたチームとしての研修が不可欠である。
- ・粒子線治療において、治療計画における照射線分量の最適化等の特定業務を医師の指示により行う者を「医学物理士」として規定し、資格要件を明確にした上で法の対象とすること。

全国知事会からの意見

所管（府）省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

日本の医療関係の国家資格制度においては、医師による医業など、免許保有者のみが行うことのできる業務独占領域を設けているものがある。

臨床修練制度は、この例外として、外国医師等が医療に関する知識及び技能の修得を目的として来日した際に、その目的を十分に達成することができるよう、一定の期間、厚生労働大臣が指定する病院において、特例的に、業務独占領域に係る行為を行うことを認める仕組みである。

このため、臨床修練制度に係る法令においては、業務独占領域が設けられている日本の医療関係の国家資格が規定されているものであり、日本において国家資格とされていない「医学物理士」を臨床修練制度に係る法令に規定することはできない。

なお、外国において「医学物理士」の資格を取得した方々が日本で研修を受けることを否定するものではなく、「医学物理士」が研修中に医療行為を行わないのであれば、臨床修練に係る許可を受けることなく研修を行うことが可能であり、また、「医学物理士」が研修中に人体に対する放射線の照射といった医療行為を行うのであれば、日本の診療放射線技師に相当する資格を取得している者として臨床修練を許可を受けていただくことで、当該医療行為を行うことが可能となる。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	808	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	原子爆弾被爆者に対して必要な医療の給付を行う場合に必要な厚労大臣の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】和歌山県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

原子爆弾被爆者に対して、必要な医療の給付を行う場合に必要な厚生労働大臣による認定権限を都道府県へ移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

被爆者が、原子爆弾の傷害作用に起因した負傷等により、必要な医療の給付(医療特別手当)を受けるには、厚生労働大臣による認定が必要である。

【支障事例】

認定に際して、都道府県を経由して国に申請を行うこととなっているが、当県申請件数は過去5年間で200件にも及び、また国審査にも半年程度の時間を要している。

【制度改正の必要性】

高齢化が進んでいる被爆者の状況を考慮すると、速やかな審査が必要であると考えられることから、都道府県へ移譲することにより審査事務の迅速化を図ることが必要である。

根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第11条、第24条、第25条

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条に基づく医療の給付、同法第24条に基づく医療特別手当を受けるには、被爆者の疾病が原爆放射線に起因し、現に医療を要する状態にあることが要件とされている。

これらの要件該当性の判断には、高度な専門性が必要とされ、全国的に統一をとる意味から、国において原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が行うことが適切である。

以上のことから、都道府県に当該認定権限を移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・厚生労働省において、各都道府県で統一的に要件該当性の判断ができる基準を作成すれば、都道府県で認定を行うことは可能である。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実権による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

高齢化が進んでいる被爆者の状況に鑑み速やかな審査を行うようにするために審査権限を都道府県に委譲することは、有効な方策ということができるが、そのためには、①全国的に統一した取り扱いを行うために必要となる詳細かつ明確な取扱基準の設定②高度な専門性に対応するために必要な人的体制の確保③必要な経費を十分に確保するための財源の委譲、が満たされることが前提である。

なお、当該事務については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第49条あるいは第51条の規定を適用し、広島市長及び長崎市長も行うこととなる場合が想定される。

原爆症の認定申請を行う際に申請される疾病の多くは、がん、白内障等の被爆者以外の方も発症・罹患する疾病であり、特に被爆者の高齢化が進んでいる現在では、生活習慣や加齢による発症であるのか、數十年前に浴びた原子爆弾による放射線の起因性の発症であるのか、要医療性があるか否か等について、被爆距離、被爆線量、既往歴、生活歴等の様々な要素を踏まえて、申請者一人一人について審査を行う必要がある。このため、審査に当たっての一律の基準を設けることは困難である。

また、月に1度の審査に当たっては、実際に広島、長崎において被爆者医療に従事している医師、がん・白内障等の各疾病的専門家、放射線医学の専門家及び法律家等計31名の合議制の審査会の意見を聴いて、個別具体的な審査を行っている。これだけの組織・人員体制を各自治体において準備・設置できるかどうか疑問である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	160	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になつてのことによるもの。現在、中小企業等に対する従業員の待遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の待遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。

改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。

【支障事例】

当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。

①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。

②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。

③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。

④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。

【効果】

改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。

②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続にかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。

他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、中小企業等協同組合法において、事業協同組合等団体の設立の認可等を行う主たる所管行政庁とされている都道府県において行なうことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、中小労確法第15条により、国及び都道府県が認定組合等に対して、認定計画に係る改善事業の的確な実施のため行なうとされている必要な指導及び助言をより効率的なものとする必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。

なお、改善計画については、上記助成金のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているところであり、中小企業向け金融政策の観点からも、従来から中小企業に対する経営等に関する指導・施策を行っている都道府県においてその認定を行うこととしているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。

財源の有効活用、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・助言の必要性については、個々の事業者と何ら変わらないことから、個々の事業者同様、都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課すことはバランス上不均衡である。

事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減すべき。

また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることを検討すべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施してい

るところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。

この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。

他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(9)中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共に管)

事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	241	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的には、計画認定の申請書類7種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。

【懸念の解消策】

改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支障はないと考える。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続にかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。

他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、中小企業等協同組合法において、事業協同組合等団体の設立の認可等を行う主たる所管行政庁とされている都道府県において行なうことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、中小労確法第15条により、国及び都道府県が認定組合等に対して、認定計画に係る改善事業の的確な実施のため行なうとされている必要な指導及び助言をより効率的なものとする必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。

なお、改善計画については、上記助成金のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているところであり、中小企業向け金融政策の観点からも、従来から中小企業に対する経営等に関する指導・施策を行っている都道府県においてその認定を行うこととしているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「個別中小企業助成コース」については、改善計画の認定が助成金の支給要件でなくなることで、認定申請がほぼ見込めないため、制度が形骸化するものと思われる(242の本県意見を参照いただきたい)。また、認定制度が残ることで、改めて助成制度の支給要件となる可能性が残り、申請者にとって負担となる恐れがある。

「団体助成コース」については、二重の手續をなくすために、改善計画の認定を廃止し、助成金の申請手続として改善策を立案させ、指導・助言することが適当と考える。なお、助成案件に対して県が連携して指導・助言を行うことは、当然、可能である。

中小企業信用保険法等の特例の要件であり、中小企業への経営等の指導を行う県が認定することが適当とされているが、特例を活用するためのみで認定申請する案件がほとんど考えられず、助成金支給の審査結果を特例適用に活用すること等により、改善計画の認定を廃止したとしても事実上の影響はないと考える。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。

この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。

他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

6【厚生労働省】

(9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管)

事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	961	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。
当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。
①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。
②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。
③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。
④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。
改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。
②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールをたてやすくなる。
現在、中小企業等に対する従業員の待遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の待遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。
改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続にかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。

他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、中小企業等協同組合法において、事業協同組合等団体の設立の認可等を行う主たる所管行政庁とされている都道府県において行なうことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、中小労確法第15条により、国及び都道府県が認定組合等に対して、認定計画に係る改善事業の的確な実施のため行なうとされている必要な指導及び助言をより効率的なものとする必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。

なお、改善計画については、上記助成金のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているところであり、中小企業向け金融政策の観点からも、従来から中小企業に対する経営等に関する指導・施策を行っている都道府県においてその認定を行うこととしているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。

財源の有効活用、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・助言の必要性については、個々の事業者と何ら変わらないことから、個々の事業者同様、都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課すことはバランス上不均衡である。

事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減すべき。

また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることを検討すべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施してい

るところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。

この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。

他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

6【厚生労働省】

(9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管)

事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	163	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	鳥取県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものではなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。

当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない(全国的にも同様と推測)。

【効果】

当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手続が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。

- ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認
- ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う
- ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。
- ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。

根拠法令等

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項

現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。

なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政上の知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることから、個々の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

介護労働者の雇用管理改善が重要な政策課題であることは当然であり、国による助成制度の活用が積極的に進めるべきである。現在、国による助成制度はないが、仮に制度が創設された場合には、事務負担の最大限の軽減が必要であり、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすべきである。

一方で、本県においては、近年当該改善計画に対する申請実績がないことと、介護労働者の雇用管理改善について、当法律に基づく改善計画の認定を受けることを要件としない国の施策もあること(例:介護報酬で介護職員処遇改善加算を受ける場合、事前に介護職員処遇改善計画書を県に提出することとなっている等)を踏まえ、このような諸施策を整理した上で、当法律に基づく認定制度の存続について再検討すべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止すべきである。

第1次回答のとおり。

加えて、事業主が雇用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成する「改善計画」の認定制度は、以下の理由から、存続すべきと考える。

①介護保険法第116条第1項の基本方針改正(案)において、都道府県が策定する「介護保険事業支援計画」に、介護人材の確保等に関する事業を位置づけるにあたっては、介護労働者の雇用管理の改善等に関し重要な事項を定めた「介護雇用管理改善等計画(厚生労働大臣が策定)」等を踏まえることとされている。そのため、今後都道府県は、「介護保険事業支援計画」に盛り込まれた雇用管理の改善に係る保険者指導・事業指導を実施していくことになるが、その際「改善計画」を踏まえ指導を実施することが効果的であること。

②国においても人材不足分野(介護分野等)における人材確保・育成対策を進める中で、既に「雇用管理改善キャンペーン」を実施し、事業主の主体的な雇用管理改善について啓発・周知しているが、これに加え、事業主が自主的に進める取組を実行あるものにするために、「改善計画」を作成することが効果的であること。

なお、地域における介護関係機関等が連携し、相互に支援するために平成25年度に創設した介護労働懇談会を通じて、参加している介護団体に対し「改善計画」の認定について積極的に周知することを検討しているところ。

6【厚生労働省】

(10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63)

介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	242	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

介護労働者の雇用管理の改善を促進するために設けられた助成金制度が平成22年度末に廃止されており、認定制度が形骸化している。(助成金制度廃止後に改善計画の認定申請が行われた例はない。)助成金制度廃止前は、法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられていたが、助成金受給の際には別途国へ申請が必要であり、二重に手続きすることとなり、申請者に大きな負担となっていた。当該認定を要件とした支援策が新たに創設された場合においても、都道府県が計画認定を行い国(各地方労働局)が助成金等窓口になるのは企業の負担となるため、避けるべきである。

根拠法令等

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項

現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。

なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政上の知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることから、個々の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。 163の回答を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

改善計画認定が助成制度の支給要件でなくなってから認定申請が行われていない現状を踏まえれば、介護事業主が行う改善措置に対する指導助言の機会もなくなっており、社会福祉行政との連携を行う場面が乏しくなっている。

全国知事会からの意見

- ・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止すべきである。

第1次回答のとおり。

加えて、事業主が雇用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成する「改善計画」の認定制度は、以下の理由から、存続すべきと考える。

①介護保険法第116条第1項の基本方針改正(案)において、都道府県が策定する「介護保険事業支援計画」に、介護人材の確保等に関する事業を位置づけるにあたっては、介護労働者の雇用管理の改善等に関し重要な事項を定めた「介護雇用管理改善等計画(厚生労働大臣が策定)」等を踏まえることとされている。そのため、今後都道府県は、「介護保険事業支援計画」に盛り込まれた雇用管理の改善に係る保険者指導・事業指導を実施していくことになるが、その際「改善計画」を踏まえ指導を実施することが効果的であること。

②国においても人材不足分野(介護分野等)における人材確保・育成対策を進める中で、既に「雇用管理改善キャンペーン」を実施し、事業主の主体的な雇用管理改善について啓発・周知しているが、これに加え、事業主が自主的に進める取組を実行あるものにするために、「改善計画」を作成することが効果的であること。

なお、地域における介護関係機関等が連携し、相互に支援するために平成25年度に創設した介護労働懇談会を通じて、参加している介護団体に対し「改善計画」の認定について積極的に周知することを検討しているところ。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

6【厚生労働省】

(10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63)

介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力あ

る職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	960	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものではなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。

当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本県への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない(全国的にも同様と推測)。

当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手続が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。

- ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認
- ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う
- ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。
- ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。

根拠法令等

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項

現在、認定を受けた改善措置に対する国の助成援助措置は設けていないが、介護労働者の雇用管理改善の推進が重要な政策課題であり、個々の事業主が行う改善措置の実施を促進するため、事業主が改善計画を策定した場合にこれを認定する仕組みは必要である。

なお、認定については、直接人の生命・身体を扱うという介護業務の性質上、介護分野の雇用管理の改善措置の内容の判断に福祉行政上の知識が必要となる場合があること、介護業務は福祉行政の一環として都道府県が中心となって行っていることから、個々の介護事業主が行う改善措置に対する指導助言における都道府県の役割、社会福祉行政との連携を勘案すると、都道府県知事が行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

介護労働者の雇用管理改善が重要な政策課題であることは当然であり、国による助成制度の活用が積極的に進めるべきである。現在、国による助成制度はないが、仮に制度が創設された場合には、事務負担の最大限の軽減が必要であり、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすべきである。

一方で、本県においては、近年当該改善計画に対する申請実績がないことと、介護労働者の雇用管理改善について、当法律に基づく改善計画の認定を受けることを要件としない国の施策もあること(例:介護報酬で介護職員処遇改善加算を受ける場合、事前に介護職員処遇改善計画書を県に提出することとなっている等)を踏まえ、このような諸施策を整理した上で、当法律に基づく認定制度の存続について再検討すべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止すべきである。

第1次回答のとおり。

加えて、事業主が雇用管理に関する措置について有効かつ適切な計画を作成する「改善計画」の認定制度は、以下の理由から、存続すべきと考える。

①介護保険法第116条第1項の基本方針改正(案)において、都道府県が策定する「介護保険事業支援計画」に、介護人材の確保等に関する事業を位置づけるにあたっては、介護労働者の雇用管理の改善等に関し重要な事項を定めた「介護雇用管理改善等計画(厚生労働大臣が策定)」等を踏まえることとされている。そのため、今後都道府県は、「介護保険事業支援計画」に盛り込まれた雇用管理の改善に係る保険者指導・事業指導を実施していくことになるが、その際「改善計画」を踏まえ指導を実施することが効果的であること。

②国においても人材不足分野(介護分野等)における人材確保・育成対策を進める中で、既に「雇用管理改善キャンペーン」を実施し、事業主の主体的な雇用管理改善について啓発・周知しているが、これに加え、事業主が自主的に進める取組を実行あるものにするために、「改善計画」を作成することが効果的であること。

なお、地域における介護関係機関等が連携し、相互に支援するために平成25年度に創設した介護労働懇談会を通じて、参加している介護団体に対し「改善計画」の認定について積極的に周知することを検討しているところ。

[再掲]

6【厚生労働省】

(10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63)

介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	484	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	労働条件、労働者の保護などに関する監督等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的な内容

労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。
現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。
国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。

根拠法令等

労働基準法第99条、第101条、第102条
労働安全衛生法第90条、第91条、第92条

労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への移譲は不可能である。

① 基準の履行確保のために、専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要がある。

例えば、労働基準監督官は、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく最低労働条件を確保するため、法違反に対する是正指導、使用停止等の行政処分、刑事訴訟法に基づく司法警察業務等の遂行を任務としている。また、労働基準監督官の採用試験は、他の公務員試験に比べて労働関係科目的割合が高く、採用後は、全国統一の定期的な研修を受講するとともに、全国異動しつつ労働基準関係業務に一貫して従事することにより、専門性の確保・向上が図られており、労働基準監督官のキャリア形成の全段階において他の公務員とは異なる状況に置かれている。

現在労働基準監督官がもつとのと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるには、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要が生じる。

② 仮に、労働条件、労働者の保護などに関する監督等の業務を地方公共団体に移譲した場合には、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要なときに、全国一律・一斉の対応をすることができない。

例えば、全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処が求められる場合や、全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合などが挙げられる。

③ 企業活動の公正な競争を確保するためには、労働基準関係法令に基づく立入権限等の行政権限及び罰法規違反に関する司法警察権限の行使の全国統一的運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不適当である。

例えば、行政権限の発動や司法処分の取扱い等について、地域の実情に応じて地方公共団体の判断に委ねることとなれば、取扱いに緩厳の差が生じ、企業の公正な競争が確保されなくなる場合がある。

④ 労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、労働基準監督署に対し、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

最低労働条件の履行の確保や労働者保護等は、関係法令により厳しく規定されるべきであり、法令を運用、実行する機関・公務員（例えば、労働基準監督署並びに労働基準監督官）の立場（国か地方か）に依存されるものではない。確かに専門的業務ではあるが、都道府県も専門的知識を持った職員を有しており、関係法令等に基づき、都道府県がその運用の全国一斉性や公正な競争の確保について、監督官庁としての役割を果たすことができれば、国でも地方でも問題はない上に、現行の地方自治体の行政体制からも、地方においても実現可能であると考える。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

第1次回答で述べたとおり、労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への委譲は不可能である。

① 仮に都道府県へ委譲した場合、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要なときに、全国一律・一斉の対応をとることができない（例えば、全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処が求められる場合や全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合。）

- ② 企業活動の公正な競争を確保するため、労働基準関係法令に基づく行政権限及び刑罰法規違反に関する司法警察権限の行使の全国統一的運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不適当であること。
- ③ 労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要であること。
- ④ 専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要性から、現在の労働基準監督官がもつものと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるため、試験制度、採用後的人事制度、研修制度を再度整備が必要があること。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	485	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
------	-----	------	--------	------	-------

提案事項 (事項名)	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の移譲
---------------	--------------------------

提案団体	神奈川県
------	------

制度の所管・関係府省	厚生労働省
------------	-------

求める措置の具体的内容

労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

一般的に労働基準行政は産業行政ときわめて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。

現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。権限を踏まえた司法警察官の業務自体は都道府県にはないが、他の労働基準行政と併せて当業務も国から都道府県に移譲されることにより、行政コストを削減することができる。

根拠法令等

労働基準法第99条、第101条、第102条
労働安全衛生法第90条、第91条、第92条

労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への移譲は不可能である。

① 基準の履行確保のために、専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要がある。

例えば、労働基準監督官は、労働基準法、労働安全衛生法等に基づく最低労働条件を確保するため、法違反に対する是正指導、使用停止等の行政処分、刑事訴訟法に基づく司法警察業務等の遂行を任務としている。また、労働基準監督官の採用試験は、他の公務員試験に比べて労働関係科目的割合が高く、採用後は、全国統一の定期的な研修を受講するとともに、全国異動しつつ労働基準関係業務に一貫して従事することにより、専門性の確保・向上が図られており、労働基準監督官のキャリア形成の全段階において他の公務員とは異なる状況に置かれている。

現在労働基準監督官がもつとのと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるには、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備する必要が生じる。

② 仮に、労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等の業務を地方公共団体に移譲した場合には、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要なときに、全国一律・一斉の対応をすることができない。

例えば、全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処が求められる場合や、全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合などが挙げられる。

③ 企業活動の公正な競争を確保するためには、労働基準関係法令に基づく立入権限等の行政権限及び刑罰法規違反に関する司法警察権限の行使の全国統一的運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不適当である。

例えば、行政権限の発動や司法処分の取扱い等について、地域の実情に応じて地方公共団体の判断に委ねることとなれば、取扱いに緩厳の差が生じ、企業の公正な競争が確保されなくなる場合がある。

④ 労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、労働基準監督署に対し、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

最低労働条件の履行の確保や労働者保護等は、関係法令により厳しく規定されるべきであり、法令を運用、実行する機関・公務員（例えば、労働基準監督署並びに労働基準監督官）の立場（国か地方か）に依存されるものではない。確かに専門的業務ではあるが、都道府県も専門的知識を持った職員を有しており、関係法令等に基づき、都道府県がその運用の全国一斉性や公正な競争の確保について、監督官庁としての役割を果たすことができれば、国でも地方でも問題はない上に、現行の地方自治体の行政体制からも、地方においても実現可能であると考える。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

第1次回答で述べたとおり、労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要があるため、主に以下の点により、都道府県への委譲は不可能である。

① 仮に都道府県へ委譲した場合、迅速・機動的な監督指導及び法令違反の取締りが必要なときに、全国一律・一斉の対応をとることができない（例えば、全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処が求められる場合や全国展開する企業の労務管理の全社的な是正が求められる場合。）

- ② 企業活動の公正な競争を確保するため、労働基準関係法令に基づく行政権限及び刑罰法規違反に関する司法警察権限の行使の全国統一的運用が必要であり、地域の実情に応じた施行は不適当であること。
- ③ 労働基準行政に係る事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整が必要であること。
- ④ 専門知識を有する職員による実施体制を確保する必要性から、現在の労働基準監督官がもつものと同程度の専門性を、地方公務員に取得させるため、試験制度、採用後の人事制度、研修制度を再度整備すること。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	486	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	社会保険労務士に関する監督等の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

社会保険労務士に関する監督等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

社会保険労務士は、厚生労働省所管の国家資格であり、その目的を「企業の健全な発達とそこに働く労働者の福祉の向上」とし、労働者及び使用者の両者に対して、「労働条件」、「労働安全衛生」及び「労働保険・社会保険等の手続きに係る事務」を行い、さらに「人事労務管理のコンサルティング」や「年金相談」も行うなど、広く労働基準行政を補完する役割を担っている。

また、今後増加が想定される個別労働紛争等への対応で「裁判外紛争解決手続(ADR)」における「紛争解決手続代理業務」もより幅広く行うべく、現在法改正も検討されている。

これらを総合的に勘案し、労働基準行政全般の都道府県への権限移譲を求めることが併せて、社会保険労務士の監督権限も都道府県に権限移譲することを求める。

現状において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、社会保険労務士は労働相談をはじめとした事業面でも都道府県の労働センター・労政事務所等と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。

根拠法令等

社会保険労務士法第30条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

社会保険労務士及び社会保険労務士法人(以下、「社会保険労務士等」という。)は、社会保険労務士法の規定の範囲内で、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務の代行等を行っている。これらの事務の適正な履行確保は国で実施すべきことから、社会保険労務士等の監督等に関する事務についても、全国統一的に国が行うべきである。

仮に、これらの事務を所管していない都道府県において社会保険労務士等の監督等に係る事務を行うこととした場合、労働社会保険諸法令の専門知識を有する職員による実施体制が確保できず、全国統一的な監督等が行えないことから、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務の適正な履行が確保できなくなる。

このため、都道府県への移譲は不可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

社会保険労務士に関する事務は関係法令により、厳しく規程されるべきであり、法令を運用する、実行する機関・公務員(例えば、労働基準監督署並びに労働基準監督官)の立場(国か地方か)に依存されるものではない。

国及び都道府県が、関連法令によりそれぞれ監督官庁として位置付けを明確にすることにより、国による一元的な監督の必要はなく、事務の履行確保は可能であり地方への権限移譲に問題はないと考える。そのためには、法令の改正等の措置をとることが必要であり、国と地方公共団体、及び関係機関(協会)の役割等を明確に位置付けることが不可欠である。

むしろ、都道府県が実施した方が、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっていることが解消される。また、社会保険労務士は労働相談をはじめとした事業面でも都道府県の労働センターや労政事務所等と連携があり、他の労働行政と併せて都道府県が担うことで、効果的な事業展開にもつながる。

なお、都道府県には、専門的知識を持った職員を有している。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

社会保険労務士及び社会保険労務士法人(以下、「社会保険労務士等」という。)に対する監督等については、労働条件、安全衛生、労働保険等の各労働社会保険諸法令に係る事務を行っている部署と密接な連携をとることにより、個々の事案の具体的な内容を的確に把握した上で実施することが不可欠であることから、労働条件、安全衛生、労働保険等に係る事務を行っていない都道府県に、社会保険労務士等の監督等の部分のみを権限委譲することは適切ではない。

また、社会保険労務士による労働相談は、様々な実施主体により行われており、これまで国民の利便性に寄与しているものである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	487	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
------	-----	------	--------	------	-------

提案事項 (事項名)	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の移譲
---------------	------------------------------

提案団体	神奈川県
------	------

制度の所管・関係府省	厚生労働省
------------	-------

求める措置の具体的内容

労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等の業務を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

労災に係る事務権限は、労働基準監督署が担っていることから、労働基準監督署そのもの及びこれに対する指導監督権限の移管を求めるに併せて、事務権限移譲を求める。
現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務として行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・給付が可能となる。

根拠法令等

労働者災害補償保険法第49条の5

労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任を担保する制度として、全国統一的に公平・公正かつ迅速に実施されるべきであり、また、適用、徴収、認定・給付の各段にわたり適正効率的な業務運営を行う必要があるため、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。

保険者を国以外の主体に委ねることは制度の安定性を損ね、保険給付に支障が生じるおそれがある。仮に、労災保険と監督・安全衛生行政を切り離した場合、適切な保険給付が困難になるとともに、労災保険の保険事故たる労働災害が増加する等のおそれがある。

また、仮に保険者を国としたままで、労災保険の認定・給付に関する事務についてのみ、地方自治体に権限移譲した場合、濫給のおそれが高まり、制度の信用性を損ねるおそれがある。その上、知見の集積が十分でないこと等から認定基準を設定しきれない疾病も存在する。典型的な職業性疾病については、最新の医学的知見を踏まえた労災認定基準が定められているが、個別事例を基準に当てはめるプロセスには、高度な医学的判断も含まれ、必ずしも技術的に容易ではない。不支給処分に対する説明や行政争訟への対応は、すべて保険者が個別事案ごとにその責任を負うべきものであり、当該業務を保険者以外の主体に委ねることは適当ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

適正な法制度と全国統一基準を策定することで、保険者としての国と、業務運営を行う地方自治体の役割を明確化することができれば、制度の信用性を損ねる濫給等の懸念は解消され、国による一元的な実施の必要はなく、地方への権限移譲は可能であると考える。

なお、現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策や建設土木施策との連携により、労災保険の効果的な認定・給付が可能となる。

全国知事会からの意見

- ・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任を担保する制度として、全国統一的に公平・公正かつ迅速に実施されるべきであり、また、適用、徴収、認定・給付の各段にわたり適正効率的な業務運営を行う必要があるため、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。

労災保険は、適切な認定・給付を行うために、監督・安全衛生行政機関としての調査・指導活動により事業所等から収集した各種の情報を用いることが不可欠であり、また、労災給付に関して得た災害情報をもとに迅速な監督指導等を行うことにより、効果的な災害原因の究明、労災かくしの把握、再発防止、過重労働防止のための指導等が可能となり、労働災害の減少につなげている。このように労災業務と監督・安全衛生業務とは密接不可分な形で運営されており、これらを分離すれば、適正さや行政効率の著しい低下が生じるおそれがある。

また、職業性疾病には、医学的知見の集積が十分でないこと等から認定基準を定められないもの（新規化学物質など）が多数存在するほか、労災認定基準が定められている職業性疾病についても、個別事例を基準に当てはめるプロセスには、高度な医学的判断が必要とされる場合があり、例えば、認定要件に係る検査

数値等の医学的所見が認定基準を満たしていないときであっても直ちに業務との因果関係が否定できない場合には本省に協議させ、医学専門家の意見等を踏まえて、本省が直接判断することが不可欠である。このため、全国統一的な認定基準が定められたとしても、認定業務の技術的な問題や、公正な判断との観点から、国による一元的な判断が必要である。なお、不支給処分に対する説明や行政争訟への対応は、すべて保険者が個別事案ごとにその責任を負うべきものであり、当該業務を保険者以外の主体に委ねることは適当ではない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	488	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	労働基準監督署の指揮監督の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

労働基準監督署の指揮監督権を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

労働基準監督署に対する指揮監督権限についても、一般的に労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となることから、労働行政全般の事務権限移譲を求める。現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務として行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。

根拠法令等

労働基準法第99条
安全衛生法第90条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

労働基準法等に基づく事務については、いずれも国で実施することが必要であり、ILO第81号条約においても、労働監督は国の監督及び管理の下に置くものとされており、労働基準監督署の指揮監督についても引き続き国が実施すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

ILO条約における「国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関」は国の機関に限定されない。また、国が全国統一基準を設計し、法(地方自治法)に基づき地方に助言・勧告、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能。

なお、現状において国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務として行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、労働基準行政の効果的な指揮監督が可能となる。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

要望484、485、487で述べたとおり、労働基準監督署で行う監督指導、労災給付等の業務は、国が実施すべきものであり、労働基準監督署への指揮監督も国が行うべきである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	489	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等				
提案団体	神奈川県				

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体が取り組むべきである。現状において、都道府県では権限はないものの、労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、都道府県で業務を担うことによって行政コストが削減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な指導が可能となる。

根拠法令等

雇用対策法第7条、第9条、第10条
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条、第10条
障害者の雇用の促進等に関する法律第38条、第43条

職業安定行政に関する各種法令に基づく事業主への指導に係る業務は、引き続き国が実施する。理由は①及び②のとおり。

①ある企業において、これらの法的義務を達成するためには、人事機能を持つ本社を指導するとともに、実際の就業場所となる支店等も指導し、企業全体での取組を進めさせる必要がある。

②御指摘の事業主への指導は、実際に雇用を進めることが目的であるため、単に指導するだけではなく、広範囲に活動する企業の実態に合わせ全国ネットワークによる職業紹介や各種助成金の支給等の対策と一緒に実施することで効果的なものとなる。(現実に、ハローワークの全国ネットワークを活かした指導、職業紹介及び助成金の支給等の対策を一体化して実施することで成果が出ている。)

各種法令の目的を達成するためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを發揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、広報啓発や事業主支援など県の施策をさらに充実させつつ労働局と連携を一層深めていただきたい。また、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。

なお、ハローワークは全国に544カ所あり(さらに、一体的実施施設を206カ所設置するなど地域に密着して業務を実施)、年間のべ600万~700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

事業主への指導権限については、本社の所在する都道府県が担い、企業全体での取組を推進するために、必要に応じて、支店等の所在する都道府県と連絡調整することで、権限移譲しても支障はない。

利用者である事業主にとっての身近さからすると、ハローワークに訪れる者と比べて都道府県など地方公共団体の窓口に訪れる者の方が、労働者・使用者等によらず多種多様であり、各種法令等の広報・啓発効果が高く見込める。

地域の実情を熟知した都道府県が主体となって、住民福祉、産業振興、就労支援、教育施策等とあいまって総合的な行政サービスの一環として実施するほうが、利用者にとってのメリットも多大である。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

広範囲に活動する企業の実態に合わせ、効果的な事業主指導を行うためには、ハローワークの持つ全国ネットワークを活用し、人事機能を持つ本社を指導するとともに、実際の就業場所となる支店等も同一の指導方針により指導等を行う必要がある。例えば、本社に対して障害者の雇入れを指導し、本社が求人を提出し、当該求人について、実際の就業地のハローワークで職業紹介や助成金の支給を組み合わせてマッチングを図るなど、全国のハローワークが連携して事業主指導と、職業紹介や助成金の支給等の対策を一体化して実施することが最も効果的であり、有効に機能している仕組みをあえて分断する必要はない。

ただし、各種法令の目的を達成するためには、多様な取組が必要であり、ご指摘のように地方公共団体の窓口に訪れる事業主への広報・啓発が有効なのであれば、積極的に広報・啓発を図っていただきたい。

なお、地方自治体の福祉施策等を必要な利用者のためには、基礎自治体を中心に地方自治体と一体的実施事業を既に200カ所以上で実施しており、ハローワークと学校との連携による就労支援(学校ごとに担当を決めアウトリーチで支援を行う等)も全国で進めている。

また、地方自治体は現行制度でも地方自治体が行う施策と無料職業紹介事業を併せて行うことが可能であり、この際、ハローワークの求人情報が必要であれば、今般開始した求人情報のオンライン提供を活用することもできる。

平成26年の方針からの方針等に関する記載内容(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	491	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)の移譲 ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法				

提案団体	神奈川県
------	------

制度の所管・関係府省
厚生労働省

求める措置の具体的内容

各種法令(雇用対策法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等)に基づく事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。各種法令に基づいた事業主への指導権限(報告・徴収・助言・指導・命令・勧告)については、事業主への支援や広報啓発活動を補完する業務であり、地域の実情を熟知した地方自治体が取り組むべきである。

根拠法令等

男女雇用機会均等法第29条第2項
育児・介護休業法第56条
次世代育成支援対策推進法第12条第6項
パートタイム労働法第16条第2項

男女雇用機会均等法等については、①憲法の定める「法の下の平等」から導き出される性別による差別の禁止や②育児休業等子を安心して産み育てながら働くことのできる環境整備等に関する労働者の基本的な権利を定めるものである。

労働者の基本的な権利が保障される程度は、公平性の観点から、地域ごとに異なってよい性格のものではなく、ナショナル・ミニマムとして維持・達成していく必要がある。このため、男女雇用機会均等法等の履行確保を求めるための事業主への指導においては、地域の状況等によらず、全国統一的に行われる必要があること、公正競争の確保の観点からも厳密な全国統一性が求められること、全国的な問題事案に一律・一斉に対応する必要があることなどから、統一的な基準の策定のみならず、基準の履行確保についても国が責任を持って実施する必要がある。

特に女性労働者数やパートタイム労働者数が増加し、雇用管理の実態の多様化・複雑化が進む中、必要な施策の企画立案を機動的に行うに当たっては、第一線機関における行政指導等により得られる情報・国民のニーズを的確に把握し、これを迅速に施策に反映させが必要であり、本省と出先機関の一体的行政運営をもって初めて実効性及び効率性が確保されるものである。

また、男女雇用機会均等法等の履行確保の事務は、事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めて処理できる性質のものではないことから、仮に、地方自治体に事務を移管することで、通達等による定期・随時の報告聴取や指示、全国規模の異動や統一的な研修の実施等による職員の質の維持・向上、さらに統一的な基準の履行確保のための業務監察ができないこととなれば、各地方自治体の対応の相違等により労働者の基本的権利及び公正な競争について、侵害・制約のおそれがある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

生活保護、義務教育や消防など具体的な事務の執行についてナショナル・ミニマムであるにもかかわらず、地方が担っている政策は多々あるため、労働分野のみ例外扱いする理由はない。
統一的な基準による履行については、都道府県間及び国との連絡調整を行えば、十分確保できる。
職員の質に関する懸念については、すでに都道府県は同様の事務を行うことで専門知識を有しており、加えて、必要に応じた複数都道府県で共同研修・研究を実施することで人材育成や都道府県をまたがるノウハウを共有化し、一定程度の研修と経験があれば即戦力として実績をあげることも可能。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

雇用均等行政に係る事務は、統一的な事務処理基準を事前に具体的かつ網羅的に定めれば処理できるという性質のものではなく、国の通達等による定期・随時の指示と、その実施状況の統一的な監察による水準の調整による統一的な履行確保が必要である。

また、全国展開する企業の労務管理が男女雇用機会均等法や育児・介護休業法に違反しており、全社的・是正が求められる場合等、迅速かつ全国的に一律・一斉に対応するためには、本省と出先機関の一体的行政運営こそが実効性及び効率性の確保に必要である。

さらに、国で実施している事務には法に基づく報告収集や是正指導等、現在、都道府県で実施していない事務があり、都道府県が国と同様の事務を行うことすでに専門的知識を有しているとは言い難い。こうし

た状況で、一部の都道府県で研修等を実施したとしても、ナショナル・ミニマムの維持・達成は困難である。

なお、手上げ方式による一部都道府県での実施については、一部地域では都道府県で実施、その他の地域については国で実施ということになり、事業所の所在する地域によって、実施主体が異なることについて、事業主や労働者に混乱をもたらす恐れもある。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	492	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	紛争の解決に関する事務(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

紛争の解決に関する事務(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。そこで、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務として行政コストの削減が可能である。
現行の都道府県の事務(労働相談、雇用平等・仕事と家庭の両立、若者、高年齢者、障害者等の就業支援、労働委員会における紛争処理等)と関連して考えることが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能である。さらに、県行政の課題として取り上げることで、各種施策に生かすことも可能であることからも、都道府県に権限を移譲するべきである。

根拠法令等

男女雇用機会均等法第17条、第18条
育児・介護休業法第52条の4、第52条の5
パートタイム労働法第21条、第22条

紛争解決援助制度は、男女雇用機会均等法等で定められている事業主が講ずべき措置に関する労働者と事業主との紛争の早期解決のために設けられた制度である。

当該業務は関係法の施行業務を担う機関において実施することにより、単に紛争の解決策を示すにとどまらず、紛争の原因となっている雇用管理制度や慣行等について検証し、法の趣旨を踏まえた解決案を提示することができるため、利用者に対して、質の高いサービスを迅速かつ円滑に提供できる。

また、法を施行する機関において実施されることで、法制度に熟知し専門性を有する職員等が業務に当たることとなるため、利用者への質の高いサービスの効果的・効率的な提供が可能となっている。

さらに、紛争解決業務を行う過程で法違反が確認された場合、法の履行確保の観点からは行政指導を迅速に行う必要があるが、紛争解決業務と行政指導を一体的に実施することで業務の効果的・効率的運営が可能となっている。

仮に紛争解決援助制度のみを都道府県に移管した場合、違法状態を是正するための行政指導等を求める利用者は、法施行機関に別途出向くこととなるため、利用者に不便をかけることとなる上、行政指導による迅速な違法状態の是正等の措置が取り難いこととなる。このため、ワンストップのサービスを提供するという利用者の利便性及び法の効果的・効率的な履行確保の観点からも一体的に業務を実施することが必要である。

上記のとおり、行政指導業務は、引き続き出先機関の事務・権限とすべきものであるが、本業務は行政指導と一緒に実施することが必要であるため、引き続き出先機関の事務・権限とすべき業務である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県でも同様の業務を行っており、「法制度を熟知し専門性を有する職員」を有している。むしろ、労働問題に係る紛争援助制度については、都道府県による総合的な行政サービスとして運用することで、二重行政を解消できる。また、都道府県の一体的な業務として、現行の都道府県の事務（労働相談、雇用平等・仕事と家庭の両立、若者、高年齢者、障害者等の就業支援、労働委員会における紛争処理等）と関連して考えることが可能であるため、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能となる。さらに、県行政の課題として取り上げることで、各種施策に生かすこと也可能であることからも、都道府県に権限を移譲するべきである。

また、将来的には、都道府県労働局の全ての業務を都道府県に移管することを求めており、これは国の行政改革に大きく資すると考える。

全国知事会からの意見

・国と都道府県がそれぞれ労働相談や紛争解決を行う二重行政が生じていることから、地域の実情やニーズに応じて一元的、総合的な対応が可能な地方に移譲すべき。

国で実施している紛争解決援助制度は、関係法の施行業務を担う機関において実施することにより、単に紛争の解決策を示すにとどまらず、紛争の原因となっている雇用管理制度や慣行等について検証し、法の趣旨を踏まえた解決案を提示することができるため、利用者に対して、質の高いサービスを迅速かつ円滑に提供できる。

例えば、セクシュアルハラスメントに係る紛争については、紛争解決援助制度において個別事案の解決が図られると同時に、事業主が男女雇用機会均等法に基づくセクシュアルハラスメント防止等の措置を講じていなければ、これを是正することが重要である。このため、紛争解決業務と行政指導を一体的に実施することが適当である。

都道府県において、地域の実情に応じた紛争解決援助制度を実施することで事業主や労働者にメリットとなるケースもあるものと思われるが、ニーズに応じた多様な選択肢を提供することが重要であることから、現在の複線型の仕組みを活かし、引き続き、都道府県等関係機関との連携を図ることが適当である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	563	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	地方に条例委任されている「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」が従うべき基準とされていることに対する規制緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

職業能力開発促進法第28条第1項により都道府県又は市町村の条例に委任された「普通職業訓練における職業訓練指導員の資格」に関する基準は、法と異なる内容を条例で定めることができない「従うべき基準」とされているが、地域の事情に応じて異なる内容を定めることができる「参酌基準」に緩和することを求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準については、職業能力開発促進法施行規則(以下、「省令」という。)第36条の15及び省令第48条の3と省令46条により、一定の幅広い人材が普通職業訓練に関わることが可能となっているが、職業訓練指導員免許持たない高卒や中卒の実務経験者は、たとえ優れた実績を残していたとしても、普通職業訓練を担当することはできず、また、職業訓練指導員免許以外の公的資格所有者等が普通職業訓練を担当することができるものの、その範囲は限定的となっている。

こうした法の定めについては、職業訓練の質を保つうえでの必要性は認められるものの、技術革新の進展速度が加速していることや、それに伴い新たな技術的資格等が生まれる可能性もあり、今後は法の基準を参照基準とし、都道府県や市町村が自ら職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を定めていく余地を設けることで、都道府県や市町村が主体的に、地域の事情を踏まえた効果的な訓練を、幅広い人材を登用しながら速やかに実施していくことが可能となる。

根拠法令等

職業能力開発促進法第28条第1項
職業能力開発促進法施行規則第36条の15、第46条、第48条の3

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

指導員免許は訓練の質を担保するものである。

優秀な人材を幅広く活用する観点から、一定要件を満たした能力保有者については、指導員と認める特例規程を定めているが、あくまで限定的なものであり、これを参酌基準とすることは、指導員免許を形骸化させ、訓練の質が保たれなくなる恐れがあるため、困難である。

なお、例示の高卒者、中卒者については、既に一定の実務経験を経た後、職業訓練指導員試験受験が可能になっていることから、改めて職業訓練指導員免許資格所有者と同等な者を都道府県や市区町村が定められるように緩和する必要はないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案においても記載したように、技術革新の進展速度が加速している。

職業能力開発促進法第30条の2における職業訓練指導員資格の特例では、高度職業訓練について指導員免許を所有していない者でも訓練を行うことができることに加え参酌基準とされている。

高度職業訓練のみならず、普通職業訓練についても指導員免許の有無を基準とした現行の要件を緩和することで、今後の技術の変化に速やかに対応した訓練の推進につなげることができるを考える。

全国知事会からの意見

・公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格に関する「従うべき」基準については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ参酌すべき基準に移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への規制緩和は慎重に考えるべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

職業訓練指導員については、職業訓練の質を担保するため、訓練に係る技能のみならず、指導法、訓練マネジメントやキャリア形成支援の能力を有している必要があり、全国共通の職業訓練指導員の資格基準(指導員免許)はそれらの能力が一定水準以上にあることを全国的に担保するものである。また、普通職業訓練については、高度職業訓練と異なり、訓練受講者のレベルに差があることから、職業訓練の質を担保するためには、職業訓練指導員について確実な指導能力が求められる。

上記に鑑みれば、仮に普通職業訓練の職業訓練指導員の基準を緩和した場合、都道府県ごとに職業訓練指導員の能力に差が発生するとともに、その差が生じた職業訓練指導員について、結果として基準を緩和しなかった都道府県を含む全国において職業訓練の指導を行うことが可能となってしまい、職業訓練の質が一定水準以上にあることを全国的に担保されないこととなる。よって、対応は困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	578	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	認定職業訓練助成事業費(運営費)における補助対象経費の算定基準の緩和				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

算定基準第2の2で規定されている、補助金の交付対象となる訓練生の人数要件(5人)を撤廃し、1人でも訓練生がいれば、補助対象とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

職業能力開発校設備整備費等補助金は、事業主等が行う労働者の能力開発のうち省令で定める基準に適合する職業訓練を県が認定し、運営費等を補助することにより民間における職業訓練を振興するものであり、地域の企業が求める人材の育成にとって重要。この補助要件として、1訓練科当たりの訓練生が5人以上であることが必要であるが、普通課程では、これを満たさない場合でも概ね3年(特に必要な場合は5年)を目途に訓練生を確保できる見込があれば、この期間は補助対象とすることができる。また、訓練開始時に35歳未満の訓練生が3人以上いる場合も補助対象とすることができます。

【制度改正の必要性】

中小企業の新規雇用の抑制等により訓練生の確保は年々困難になってきており、本県では平成26年度に1訓練科が補助対象から外れることになった。今後同様に多くの訓練科が補助対象外となる可能性があるが、訓練生が少ない訓練科では会費等の収入による運営は困難であり、補助対象外とされた場合、訓練科が休止又は廃止されるケースが懸念される。当該訓練は職場のOJTと組み合わせて実施されることから訓練科が休止廃止されると訓練生が職場から通うことができなくなり、地域での職業訓練の実施は困難となる。しかし、こうした訓練によりモノづくりの担い手を育成することは、地域における産業人材の育成においては地域産業の発展にとって必要不可欠であり、現在の訓練科を継続させていくことが訓練生本人及び地域にとって望ましいと考えられる。

よって、訓練生が5人に満たない場合であっても訓練科を安定して運営できるよう、訓練生5人以上という補助要件の撤廃が必要である。

根拠法令等

雇用保険法第63条、雇用保険法施行規則第121条及び第123条、職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱

当該補助金については、訓練生の確保が困難となっている現状を踏まえ、若年労働者の人材育成を強化するため、今年度から、1訓練科において訓練開始時に補助対象訓練生のうち35歳未満の若年労働者が3人以上いる場合は補助対象とする要件緩和を行ったところ。

さらなる要件緩和については、この制度改正の施行状況等を踏まえながら検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当県では、来年度以降も、建設分野の訓練科を始め、訓練生の減少により補助対象外となり、訓練を休廃止をする団体が増えてくることが予想される。

認定職業訓練は、長年、地域に必要な産業人材の育成を担ってきており、将来にわたって確実に地域に残していくかなくてはならないものである。

若年労働者の人材育成の強化のための要件緩和がなされたところであるが、訓練生が一人でも補助対象の訓練科とするよう、さらなる要件緩和について、速やかに実施していただきたい。

全国知事会からの意見

なし

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

認定職業訓練については、建設人材等の人手不足分野の人材育成において果たす役割が大きいなど、職業訓練の柱の1つとしてその重要性は高いと考えている。

補助単価の引き上げ等、制度全般の強化や活性化策については、全国の現状も踏まえながら現在検討を行っており、その中で人数要件の緩和についても検討してまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(16)職業能力開発校設備整備費等補助金

認定職業訓練助成事業については、訓練生の人数要件の緩和を含め、制度の活性化について検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	686	提案区分	A 権限移譲	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	国が都道府県に設置する緊急雇用創出事業臨時特例基金の指定都市への設置				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

緊急雇用創出事業臨時特例交付金の基金事業の実施主体に指定都市を追加

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

緊急雇用創出事業臨時特例基金(厚生労働省所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は県となっている。県に基金があることで、国との調整等は県がとりまとめて行うものの、県に設置された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の確実性が担保されないため、地域の実情に応じた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市町村ごとの活用額がすぐには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを逸することになり、対応が遅れる場合がある(市では25年度は5月補正、9月補正、26年度は5月補正を行っている)。

【効果】

基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ弾力的な取組を計画的かつ迅速に行うことが可能となる。

根拠法令等

緊急雇用創出事業等実施要領

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

緊急雇用創出事業臨時特例基金については、平成25年度補正予算で都道府県に造成している基金を積み増して「地域人づくり事業」を創設し、当年度中に事業を開始すれば平成27年度末までの事業実施を可能としている。

ご提案の点については、すでに全額、都道府県に交付しており、また、当該基金の平成27年度以降の新規事業開始の取扱いが決まっていないため、現時点で対応することはできない状況。

なお、当該基金については、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、基金の配分を都道府県毎の雇用失業情勢を基準に決定するとともに、各都道府県に交付した基金は、市町村に補助できる仕組みとしているところであるが、ご要望の点は、平成27年度以降の基金の扱いとあわせて検討してまいりたい。

また、市町村レベルでの雇用情勢が厳しい地域については、地域の関係者の創意工夫による産業振興施策とあいまつた人材育成や雇用創出の取組を支援する「実践型地域雇用創造事業」を実施しており、こうした事業も活用することにより、地域の雇用機会の創出を図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

政令市に基金の造成を認めることにより、より主体的かつ弾力的な取組を計画的に行うことが可能となると考えているため、27年度以降の基金の扱いと併せて、ぜひご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する雇用創出事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、引き続き都道府県の事務・権限とするべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

第一次回答のとおり。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	205	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	中山間地域における旅館業法の客室延床面積要件の緩和				
提案団体	安芸高田市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

農林漁業者が営む民宿については、旅館業法施行令に規定する客室延床面積要件が緩和されているところであるが、これを中山間地域に存在する非農林漁家にも拡大すること。
適用対象としては、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域を想定している。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

少子高齢化に伴う急速な人口減少は、大きな問題であり、少子化対策と合わせて、他の地域からの移住促進を図ることも合わせて取り組む必要がある。移住に際しては、気候、風土、その土地に住む人の気質等を知るとともに、地域に溶けこむ必要がある。

移住への段階の一つとして、中山間地域に存する民家等に滞在して生活体験を行うことが考えられるが、現行法規制では、農林漁業者が体験を提供する民宿を営む場合においてのみ規制緩和されており、非農林漁家については規制緩和の対象となっていない。

農林漁業体験でなくとも、中山間地域に存する民家等に滞在して行う生活体験自体に価値があると考えるため、非農林漁家が生活体験を提供する民宿を営もうとする場合にあっても、農林漁家の場合と同様の規制緩和を提案する。

【具体的な支障事例】

非農林漁業者が生活体験を提供する民宿を開業しようとする際、客室延床面積が33m²以上なければ開業できず、内容的にも大幅な施設改修を伴うことが予想される等、非常に難易度の高いものである。

農林漁業体験のみが農山漁村体験ではなく、農地等を持たずとも、地域の伝統、文化、生活等を伝える体験を提供することは可能である。

【改正による効果】

都市と中山間地域の交流が促進され、移住者確保の一翼を担うと考えられる。また、その交流を通して、中山間地域の文化が見直されることで、地域住民の誇りとなり、人口流出防止にもつながることを想定している。

【想定される課題】

市内に存する旅館業者との競合が懸念材料となるが、今回提案する内容は、人と人との交流を促進するためのものであり、目的が異なるため、競合はないと考える。

根拠法令等

旅館業法第3条

旅館業法施行令第1条、第2条

旅館業法施行規則第5条

旅館業法施行令第1条第3項第1号の客室の延床面積の基準は、宿泊する場所を多人数で共用する施設の適正な運営を確保するため、簡易宿所営業の施設に最低基準として求めているものである。

御提案の、中山間地域に存在する非農林漁家の場合については、他の施設と営業形態においても衛生の確保の面でも異なるものではないので、簡易宿所営業に適用される客室の延床面積の基準を遵守して営業していただきたい。

なお、事前に提案内容を照会したところ、「農林漁業体験でなくとも、民宿業を営む者と、食事を共にし、地域の話を聞くことが、貴重な体験になると考える。つまり、中山間地域の人と触れることが、いわば「農村体験」であると考える。」「よって、非農林漁家がこのような農村体験を提供する場合においても、農林漁家が農林漁業体験民宿を営む場合と同様の規制緩和を提案するもの」とのことであったが、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項において、農林漁業体験民宿業とは、「施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業」とされていることから、「民宿業」を営む者と、食事を共にし、地域の話を聞くことをもつて、農林漁業体験民宿業の対象とすることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿には当たらないということは理解する。

しかしながら、本市のような過疎地域の自治体においては、この土地に暮らす人の家に宿泊し、食事を共にし、この土地の話を聞くという「農村体験」は、農林漁業体験に匹敵するものであると考える。また、都市と農村との交流、地域の活性化という観点からも非常に有益であると考える。

よって、農林漁業体験民宿ではなく、過疎地域において、非農林漁家が営む「農村体験」民宿というものを新たに盛り込み、農林漁家が農林漁業体験を営む場合と同等の規制緩和措置をお願いしたい。

全国知事会からの意見

施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重されたい。

なお、適用対象となる地域における伝統・文化・生活等の範囲の絞り込みや選定などについて熟慮は必要。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設について、旅館業法施行規則第5条第1項第4号により延床面積の基準の特例が認められているが、これは、農林漁業者が、農林漁業体験民宿としてその自宅を用いて宿泊させる場合は、現に農林漁業者として自らとその家族が暮らす生活の場で宿泊者と生活をともにする面があり、さらに自宅に改修することは生活への支障が大きいことなども鑑み、例外的な取扱いが認められているものである。

他方、御提案の非農林漁家が宿泊施設を経営する場合は、施設が過疎地域にある場合であっても、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合とは異なり、営業形態においても衛生確保の面でも他の宿泊施

設と異なるものではないため、事業者に共通して求められている延床面積の基準を含む旅館業法の規律のほか、建築基準法、消防法等の関係法規を遵守して営業していただく必要があるものと考える。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	357	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	滞在施設の旅館業法の許可制の見直し				
提案団体	徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業は、旅館業法の許可の対象外とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年にはワールドマスターズゲームズ(生涯スポーツの国際大会)が関西一円で開催されることが決定しており、政府も外国人観光客倍増を打ち出していることから、今後、増加が見込まれる(また、それに向けた各種施策展開が図られる)外国人誘客に対して、国内における円滑な役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。

根拠法令等

旅館業法第3条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

御提案は、国家戦略特別区域法第13条が規定する旅館業法の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも適用することを求めるものと思われるが、同法は、本年4月に施行され、今後、同法の区域計画において、特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業が定められ、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合に、同条の特例が適用されることになるものである。

この特例措置については、今後、国家戦略特別区域において、その効果・弊害を含め、施行状況を評価することとされているものであり、現時点で、同条の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも拡大することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年にはワールドマスターーズゲームズ(生涯スポーツの国際大会)が関西一円で開催されることが決定しており、政府も外国人観光客倍増を打ち出していることから、今後、増加が見込まれる(また、それに向けた各種施策展開が図られる)外国人誘客に対して、国内における円滑な役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。

全国知事会からの意見

施設の構造設備の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

国家戦略特別区域法第13条が規定する旅館業法の特例は、各特区の区域計画において同条の事業が位置付けられ、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けた後に、事業者が都道府県知事等の特定認定を受けることにより、適用がされるものであり、これらの手続は、今後、行われていくことになる。

他方、同法に基づく特例措置については、今後、国家戦略特別区域において、その効果・弊害を含め、施行状況を評価した上で当該評価結果に基づき所要の措置が講じられることになる。

以上のことからすれば、現時点で、同条の特例を同法の国家戦略特別区域以外の区域にも拡大することは困難である。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	328	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	毒物劇物取扱責任者の資格要件に係る規制緩和				
提案団体	大分県、福岡県、長崎県、沖縄県、山口県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

毒物劇物取扱責任者の資格要件の認定基準の一つである「高等学校において30単位以上の化学に関する科目を修得していること」について、指導要録の保存年限(20年)を経過した場合は証明できないため、単位取得数までの確認を求めず、「応用化学に関する学科を修了したこと」の確認で認定するようにすることを求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】毒物劇物取扱責任者の資格については、毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号において、「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者」が資格要件の1つとなっている。資格の確認方法については、平成13年2月7日医薬化発第5号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について」の第1の4及び平成14年1月11日医薬化発第0111001号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」において、「高等学校において応用化学に関する学科を修了した者については、30単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認すること」となっており、現行は成績証明書等で確認している。

しかし、学校教育法施行規則第28条第2項の規定により指導要録等の保管期間20年が経過している場合は、成績証明書等の発行が受けられず資格要件を満たしているか確認できない。また、成績証明書等の発行が受けられない場合の取扱いについては、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室から「当時の教育課程が明記された書類と卒業証書の両方が必須となる。高等学校等に確認のうえ、確実に修得した科目のみをカウントしてもらいたい。」との回答があり、当時の教育課程が明記された書類としては、「学校要覧」等が該当するが、これについては永年保存との規定がないため、卒業後20年以上経過していた場合、当該高等学校に保存されていない可能性がある。

以上のことから、資格要件を満たしているにもかかわらず個人の責によらず毒物劇物取扱責任者になれない事例が発生している。

根拠法令等

毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせるため、毒物劇物営業者の店舗等ごとに専任で置くことが義務付けられているものであり、その職務を果たす上で、十分な知識等を有している必要がある。このため、毒物劇物取扱責任者の資格の確認については、的確に行われる必要があるものである。

また、今回の検討要請に係る資格の「(高等学校等で)応用化学に関する学課を修了した者」であることを確認するためには、30単位以上の化学に関する科目を修得していることの確認が必要であり、その確認のためには成績証明書等が必要となる。

以上のようなことから、成績証明書等の発行が受けられない等の理由により、毒物劇物取扱責任者の資格の確認手続を省略等することは認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答では、貴省の通知が前提となっているが、当該通知に基づいた運用で、現実には資格要件を満たしていないにもかかわらず、学校側の保存年限経過により、必須科目以外の確認ができない等により、成績証明書等の発行が受けられず、毒物劇物取扱責任者になれない事例が発生しているものである。については当該通知において、大学等や高等専門学校では求めていない30単位以上の修得を専門学校及び高等学校に求めていること及び単位数を30単位以上としていることについて、その理由をお示しいただきたい。

また、『「(高等学校等で)応用化学に関する学課を修了した者」であることを確認するためには、30単位以上の化学に関する科目を修得していることの確認が必要であり、その確認のためには成績証明書等が必要となる。』ということであれば、成績証明書等の発行が受けられることにより当該問題が生じているため、関係府省(文部科学省)と協議し、問題の解消に向けた取り組みを行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○一次回答を踏まえた提案団体の意見には、「成績証明書等の発行が受けられず、毒物劇物取扱責任者になれない事例が発生している」とあるが、成績証明書等の発行が受けられない場合の取扱いも示しており、また、応用化学に関する科目を履修していることが証明できない場合は、都道府県知事が行う毒物劇物取扱責任者試験に合格する等により毒物劇物取扱責任者になることができるものである。

○30単位以上の修得を専門学校及び高等学校に求めていること及び単位数を30単位以上としていることについては、文部科学省が定める高等学校学習指導要領等に準じた取扱いをしているものである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

記載なし